

1 立川市第3次学校教育振興基本計画素案に対する市民意見公募の実施状況と結果について

令和2年5月29日
第10回教育委員会資料 ①
教育部教育総務課

(1) 公表した案

「立川市第3次学校教育振興基本計画素案」

(2) 案の公表場所

市ホームページ、立川市役所1階ロビー、立川市役所3階市政情報コーナー4月16日まで、女性総合センター、窓口サービスセンター、連絡所、教育総務課窓口

(3) 意見提出期間

令和2年4月10日～令和2年5月6日 ※新型コロナウイルス感染症拡大による影響を考慮し、終了日を4月30日から延長しています。

(4) 結果

ア 提出者数 3名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
1名	0名	2名	0名	0名

イ 意見の件数 4件

全体に関わること	第1章 はじめに	第2章 計画策定にあたって	第3章 計画の体系	第4章 事業の展開と今後の方向性	第5章 計画の推進にあたって	その他
0件	0件	0件	0件	4件	0件	0件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
1件	3件	0件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見の要旨と市の考え方について

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに要旨を整理しています。
 ※類似の意見については、内容を集約して整理しています。

(1) 意見を反映するもの (1件)

整理番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
1	第4章 基本方針2 【基本施策6】教育環境の充実	新型コロナウイルスの影響で子どもたちが学校に行くことができないため、授業を受けることができない。国が進めるICTの活用によって、立川市においてもオンライン授業等を実施してほしい。	1件	国のGIGAスクール構想の国庫補助金等を活用し、児童・生徒の1人1台端末の整備を進めていくことを当該計画に記載します。

(2) 市の考え方を説明するもの (3件)

整理番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
2	第4章 基本方針1 【基本施策1】学力の向上	児童・生徒に分かりやすい教育を推進してほしい。	1件	市内の教育課題についての研究を進め、研究の成果を市内小・中学校で共有するとともに、教員の専門性を高める研修を充実させることで教員の授業力向上を図り、児童・生徒に対して分かりやすい授業を展開していきます。
3	第4章 基本方針1 【基本施策2】豊かな心を育むための教育の推進	「たくましさ」や「やさしさ」が切り捨てられるため、詰め込み教育に傾くことや、運動会の縮小(お弁当無しや組体操の廃止)、学芸会の廃止といったことをするのはなく、公立学校の行事のあり方を大切にしてほしい。	1件	小中学校での文化的行事や体験的活動の充実を図り、豊かな情操を育成するとともに、多様な文化を尊重する豊かな心を育てていきます。
4	第4章 基本方針3 【基本施策7】ネットワーク型の学校経営システムの構築	学校・家庭・地域の連携強化のため、地域参加の「ふれあい給食の日」の開催やあいさつ運動の推進、児童・生徒の見守りの充実、また長期休業期間中の学校において地域住民が参加する「生涯学習公開講座」の開催等を実施してほしい。	1件	小中学校の全校に設置している地域学校協働本部において、地域の人々や団体等が参画できる様々な事業を展開し、学校・家庭・地域の連携強化に取り組んでいきます。

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの）（0件）

整理 番号	意見要旨

○立川市第3次学校教育振興基本計画素案からの主な変更内容について

【第3回教育委員会定例会及び3月市議会文教委員会における素案からの変更】

No	頁	該当箇所	変更前	変更後
1	11	第2章 計画策定にあたって 第3節 立川市の学校教育を取り巻く状況	【表】学校施設の現況 ※1の通り	【表】学校施設の現況 ※2の通り
2	42	第4章 事業の展開と今後の方向性 基本方針2 教育支援と教育環境の充実	【表】No4-4-① 適応指導教室との連携 適応指導教室と教育相談の… スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、 <u>在籍校への復帰及び将来的な社会的自立に向けて支援します。</u>	【表】No4-4-① 適応指導教室との連携 適応指導教室と教育相談の… スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、 <u>不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援します。</u>
3	45		【表】No5-1-② 不登校対策 適応指導教室（小学生：おおぞら、… 在籍校と連携して不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、 <u>在籍校への復帰及び将来的な社会的自立に向けた支援など、柔軟な支援を行います。</u>	【表】No5-1-② 不登校対策 適応指導教室（小学生：おおぞら、… 在籍校と連携して不登校児童・生徒の学習指導や教育相談 <u>などを通し、学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援します。</u>

4	47	第4章 事業の展開 と今後の方向性 基本方針2 教育支 援と教育環境の充実	<p>【現状と課題】 学校施設は建築後40年以上 … ICT環境の充実については、<u>平成29（2017）年12月に文部科学省から「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」が発表されました。この整備方針は、平成30（2018）年度から5か年計画で学校のICT環境整備を推進していくもので、「学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度」を計画的に整備していくこと等が示されています。現状の本市整備状況は5クラスに1クラス分程度であることから、整備方針どおりに配置するためには、平成30（2018）年度末の整備状況から試算すると、新たに約2,730台、計5,150台の配備が必要となるなど、財源確保は大きな課題です。</u></p>	<p>【現状と課題】 学校施設は建築後40年以上 … ICT環境の充実については、<u>「児童・生徒を誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びを実現すること」を目的とした、国のGIGAスクール構想に基づく児童・生徒の1人1台端末の整備が急務となっています。国の令和元年度補正予算においては1人1台端末の整備費等の予算が計上され、また新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、令和2年度補正予算においては早期実現に向けた追加予算が計上されました。しかしながら、ICT環境の整備については、国庫補助等を活用したとしても維持費等で多大な経費がかかることから、当該財源の確保が課題となっています。</u></p>
5	48		<p>2 ICT環境の充実 児童・生徒のICT教育環境の整備、学校間ネットワークの構築と運用、併せて統合型校務支援システム導入等による校務の効率化を推進します。</p>	<p>2 ICT環境の充実 国のGIGAスクール構想に基づいた児童・生徒の1人1台端末の整備、学校間ネットワークの構築と運用、統合型校務支援システム導入等を推進します。</p>
6	48		<p>【表】No6-2-③ ICT環境整備 「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針（平成29（2017）年12月26日文部科学省策定）」に基づき、児童・生徒の学習用タブレット端末等を計画的に更新・配備していくように努めます。</p>	<p>【表】No6-2-③ ICT環境整備 GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒の1人1台端末の整備を計画的に進めていきます。</p>
7	75～ 78	資料編 2 基礎データ	—	基礎データについては、最新の数値等を加える。

8	79	資料編 3 計画策定体制・ 経過	—	【表】(1)教育委員会定例会 第10回 令和2年5月29日 ○立川市第3次学校教育振興 基本計画原案について
---	----	------------------------	---	---

※網掛けはパブリックコメントを受けた変更

※1 ■学校施設の現況

小学校					中学校				
学校名	建築年	敷地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	学校名	建築年	敷地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)
第一小学校	平成26年	11,512	7,317	876	立川第一中学校	昭和35年	16,720	6,697	1,428
第二小学校	昭和40年	13,150	6,072	852	立川第二中学校	昭和35年	25,234	7,395	1,765
第三小学校	昭和41年	11,808	5,419	871	立川第三中学校	昭和35年	17,975	7,266	1,713
第四小学校	昭和38年	15,141	5,586	883	立川第四中学校	昭和39年	17,213	7,084	1,541
第五小学校	昭和39年	15,624	5,726	868	立川第五中学校	昭和39年	19,007	7,552	1,597
第六小学校	昭和40年	11,137					21,260	7,476	975
第七小学校	昭和40年	15,179					21,746	7,342	1,393
第八小学校	昭和40年	19,610					18,097	6,919	1,392
第九小学校	昭和41年	12,370					17,992	7,210	1,397
第十小学校	昭和38年	15,716					175,244	64,941	13,201
西砂小学校	昭和42年	14,978	5,817	738	調整中				
南砂小学校	昭和45年	9,626	2,721	749					
幸小学校	昭和46年	16,165	5,900	768					
松中小学校	昭和46年	16,144	6,108	735					
大山小学校	昭和47年	16,508	5,410	756					
柏小学校	昭和52年	16,728	6,301	882					
上砂川小学校	昭和58年	12,419	5,434	852					
新生小学校	昭和43年	15,516	6,341	710					
若葉台小学校	昭和46年	16,441	5,882	737					
計		275,772	106,557	15,592					

※2 ■学校施設の現況

小学校					中学校				
学校名	建築年	敷地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	学校名	建築年	敷地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)
第一小学校	平成26年	11,512	7,317	876	立川第一中学校	昭和35年	16,720	6,697	1,428
第二小学校	昭和40年	13,150	6,072	852	立川第二中学校	昭和35年	25,234	7,395	1,765
第三小学校	昭和41年	11,808	5,419	871	立川第三中学校	昭和35年	17,975	7,266	1,713
第四小学校	昭和38年	15,141	5,586	883	立川第四中学校	昭和39年	17,213	7,084	1,541
第五小学校	昭和39年	15,624	5,726	868	立川第五中学校	昭和39年	19,007	7,552	1,597
第六小学校	昭和40年	11,137	5,217	868	立川第六中学校	昭和49年	21,260	7,476	975
第七小学校	昭和40年	15,179	3,899	921	立川第七中学校	昭和53年	21,746	7,342	1,393
第八小学校	昭和40年	19,610	7,108	1,041	立川第八中学校	昭和53年	18,097	6,919	1,392
第九小学校	昭和41年	12,370	5,768	718	立川第九中学校	昭和54年	17,992	7,210	1,397
第十小学校	昭和38年	15,716	4,531	767	計		175,244	64,941	13,201
西砂小学校	昭和42年	14,978	5,817	738					
南砂小学校	昭和45年	9,626	4,657	749					
幸小学校	昭和46年	16,165	5,900	768					
松中小学校	昭和46年	16,144	6,108	735					
大山小学校	昭和47年	16,508	5,410	756					
柏小学校	昭和52年	16,728	6,301	882					
上砂川小学校	昭和58年	12,419	5,434	852					
新生小学校	昭和43年	15,516	6,341	710					
若葉台小学校	昭和46年	16,441	5,905	737					
計		275,772	108,516	15,592					

令和2年5月29日
第10回教育委員会資料 ③
教育部教育総務課

立川市第3次学校教育振興基本計画 (原案)



令和2(2020)年
立川市教育委員会

目 次

第1章	はじめに	2
第1節	計画の目的	2
第2節	計画策定の経緯	2
第3節	他計画との関係	2
第4節	計画期間	3
第2章	計画策定にあたって	4
第1節	国の動き	4
第2節	東京都の動き	8
第3節	立川市の学校教育を取り巻く状況	10
第4節	立川市第2次学校教育振興基本計画の達成状況	12
第3章	計画の体系	23
第1節	計画の方向性	23
第2節	計画の基本方針	25
第3節	計画の体系図	26
第4章	事業の展開と今後の方向性	28
基本方針1	学校教育の充実	28
	基本施策1 ～ 基本施策3	
基本方針2	教育支援と教育環境の充実	38
	基本施策4 ～ 基本施策6	
基本方針3	学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	49
	基本施策7 ～ 基本施策9	
	基本施策の指標について	56
第5章	計画の推進にあたって	59
第1節	市長部局との連携・協力	59
第2節	関係者との連携・協力	59
第3節	新たに検討や対策が必要となる事項への対応	59
第4節	計画の進捗管理	60
資料編		61
1	用語解説	62
2	基礎データ	75
3	計画策定体制・経過	79

第1章 はじめに

第1節 計画の目的

立川市第3次学校教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するとともに、立川市第4次長期総合計画・後期基本計画の施策「学校教育の充実」、「教育支援と教育環境の充実」及び「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」を実現するための個別計画として、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を見据えた計画的、長期的な視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定め、それを実現するための基本施策や取組項目を示す計画として策定しました。

第2節 計画策定の経緯

平成18（2006）年に改正された教育基本法により、「地方公共団体は地域における教育の振興を図るため、地域の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないこと（第16条第3項）」や、「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこと（第17条第2項）」が新たに規定されました。これを受けて立川市教育委員会は、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する立川市学校教育振興基本計画検討委員会での協議を経て、平成22（2010）年12月に立川市学校教育振興基本計画を策定しました。

その後、立川市学校教育振興基本計画の計画期間が平成26（2014）年度末であったため、これまでの計画の成果と課題を踏まえた上で、今後の方向性と取り組むべき事務事業を明示するため、平成27（2015）年7月に立川市第2次学校教育振興基本計画を策定しました。

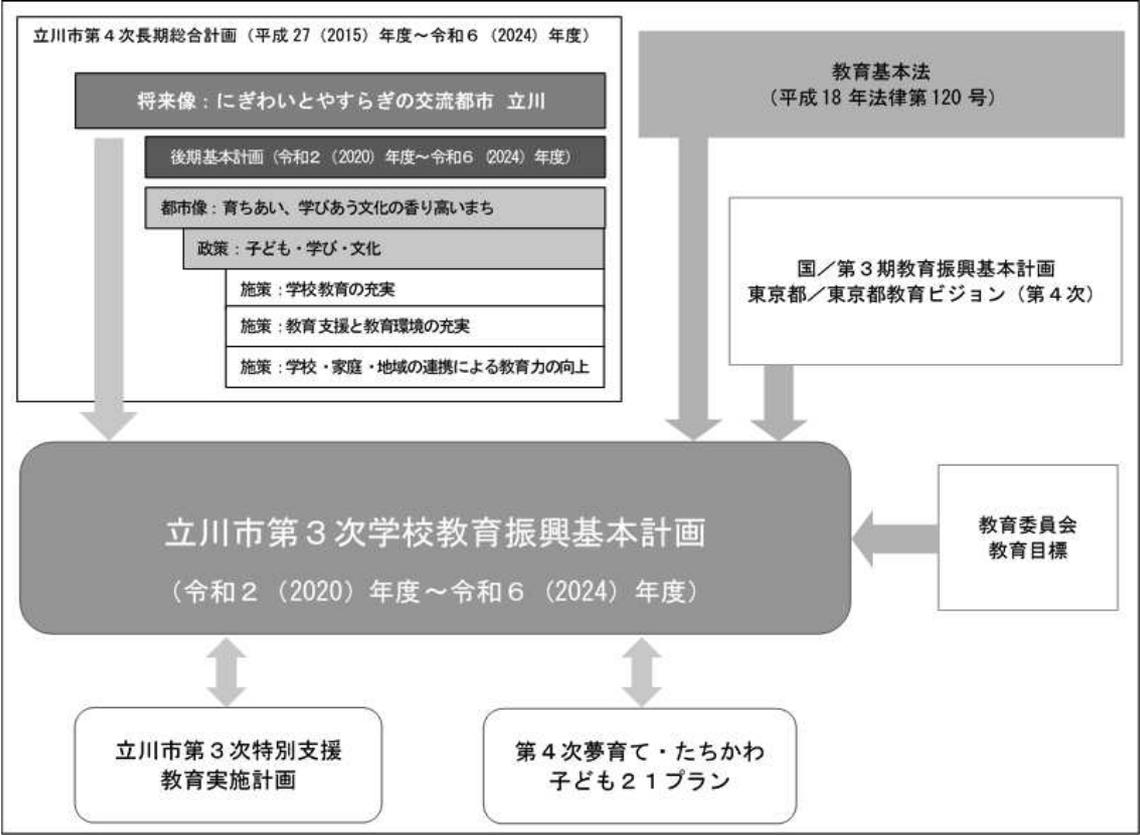
立川市第3次学校教育振興基本計画は、立川市第2次学校教育振興基本計画の計画期間が平成31（2019）年度末であることから、その方向性を引き継ぎ、令和2（2020）年度以降の5年間の立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性等を定めるため、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する立川市第3次学校教育振興基本計画検討委員会での協議を経て策定しました。

第3節 他計画との関係

計画策定にあたっては、国の第3期教育振興基本計画や東京都の東京都教育ビジョン（第4次）を参酌するとともに、関連する立川市第3次特別支援教育実施計画等の個別計画との整合を図っています。なお、本計画での対象範囲は、生涯学習や図書館活動の分野については個別計画が別途策定されていることから、小学校、中学校の教育施策と、

それに関連する施策としました。

■計画の関係図



第4節 計画期間

立川市第4次長期総合計画・後期基本計画の計画期間と整合を図り、令和2(2020)年度を初年度とする5年間を計画期間とします。

■計画期間

H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)
第4次基本構想 (平成27(2015)年度～令和6(2024)年度)									
前期基本計画 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度					後期基本計画 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度				
立川市第2次学校教育振興基本計画 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度					立川市第3次学校教育振興基本計画 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度				

第2章 計画策定にあたって

第1節 国の動き

1 教育基本法の改正

平成18（2006）年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

【改正教育基本法 第2条（教育の目標）】

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、教育基本法の改正を受けて、平成19（2007）年6月に、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法が改正されました。

【学校教育法の改正】

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し。
- 学校に副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

- 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

- 教育免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築。

さらに、平成20（2008）年7月には、改正教育基本法に基づき、教育振興基本計画が策定され、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、以下の目標が掲げられました。

- 義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる。
- 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

2 学習指導要領等の改訂

学習指導要領とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。おおよそ10年に1回改訂されていて、直近では、平成29（2017）年・30（2018）年に改訂がされています。教科書や時間割はこれを基に作られています。

【平成29（2017）年・30（2018）年の改訂の基本的な考え方】

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

3 第3期教育振興基本計画の策定

国の第3期教育振興基本計画（計画期間：平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）は、平成30（2018）年6月15日に閣議決定されました。第3期の計画は、改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理しています。

【教育行政の5つの基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育施策推進のための基盤を整備する

4 教育再生実行会議の動向

内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進していく必要があり、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくために、教育再生実行会議が設置されました。

これまでに、教育再生実行会議において、平成25（2013）年2月26日に第一次提言「いじめの問題等への対応について」をはじめとして第十一次にわたって提言がなされていて、直近では、令和元（2019）年5月17日に「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」が提言されています。

具体的な制度のあり方については、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問するなど、順次、改革の実現に向けて取り組まれていくため、今後の動向を注視する必要があります。

5 中央教育審議会の動向

中央教育審議会は中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興などの重要事項について意見を述べるため、平成13（2001）年1月6日付けで文部科学省に設置されました。

近年の答申として平成26（2014）年10月21日に「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」が提出され、道徳教育の改善・充実のための方策の一つとして、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、道徳教育の改善・充実を図ることが提言されたほか、平成30（2018）年3月8日に先述の「第3期教育振興基本計画」などが答申されました。

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26（2014）年6月20日に公布され、平成27（2015）年4月1日に施行されました。

【改正の主なポイント】

- 1 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- 2 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- 3 すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- 4 教育に関する「大綱」を首長が策定

7 いじめに関する法整備について

国において、いじめ防止対策推進法が成立し、平成25（2013）年6月28日に公布されました。「いじめ」を定義し、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めています。そして、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求めています。

8 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童・生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進するため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が、平成28（2016）年12月14日に公布され、平成29（2017）年2月14日に施行されました。

【基本理念】

- 1 全児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童・生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

第2節 東京都の動き

1 東京都教育ビジョン(第4次)の策定

東京都教育委員会は、東京都の教育振興基本計画として、東京都教育ビジョン(第4次)を平成31(2019)年3月に策定しています。同計画はこれまでの成果等を踏まえ、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間で東京都が目指す12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示しています。

ー東京都教育ビジョン(第4次)の体系ー

	基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します
2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します ④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します ⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します
3	グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥ 生きた英語を身に付け、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します ⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します ⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します
4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します ⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します ⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します

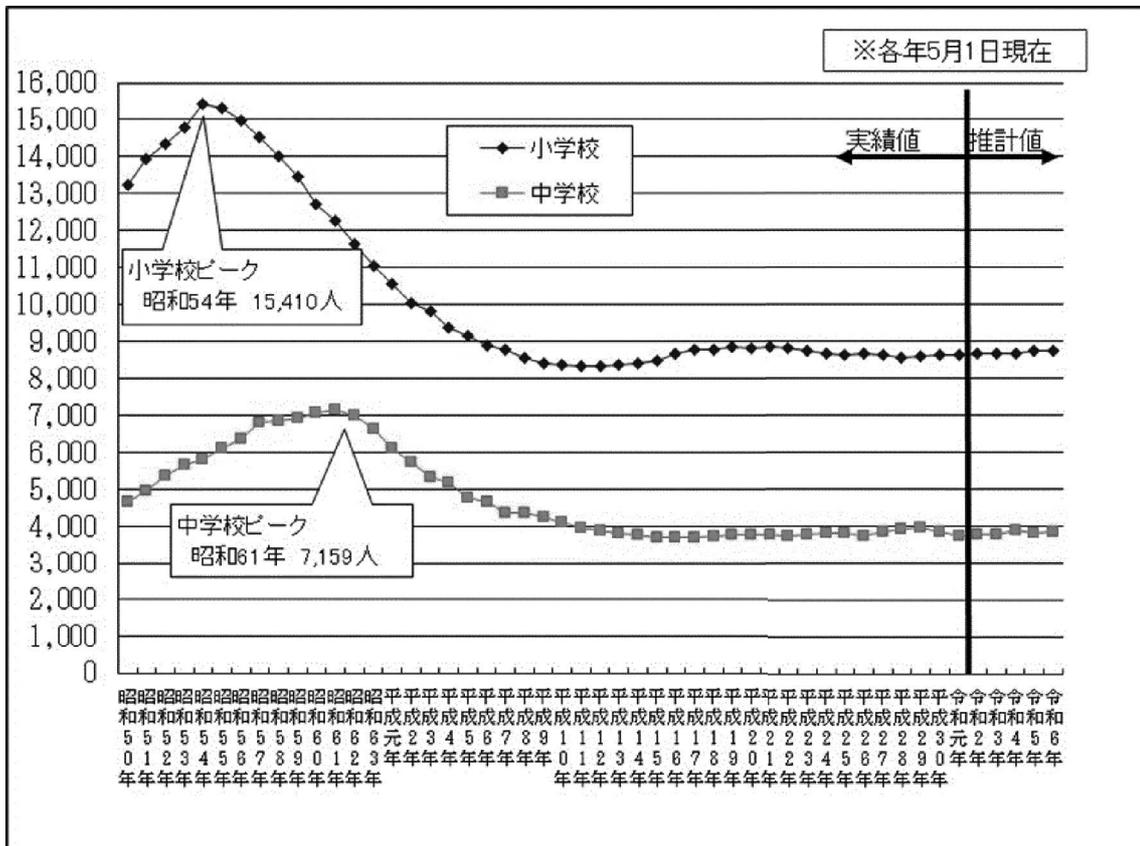
5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	<p>⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します</p> <p>⑬ 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します</p> <p>⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します</p>
6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	<p>⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します</p> <p>⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します</p> <p>⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します</p>
7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	⑱ 東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します
8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	<p>⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します</p> <p>⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します</p> <p>㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます</p>
9	これからの教育を担う優れた教員の育成	<p>㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します</p> <p>㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります</p> <p>㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します</p>
10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	<p>㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します</p> <p>㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します</p>
11	質の高い教育を支える環境の整備	<p>㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります</p> <p>㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します</p>
12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	<p>㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します</p> <p>㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します</p>

第3節 立川市の学校教育を取り巻く状況

1 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移を見ると、小学生は昭和54(1979)年の15,410人をピークに減少し、平成11(1999)年には8,324人にまで減少しました。その後、緩やかな増加傾向に転じ平成21(2009)年に8,840人まで増加しましたが、その後再び減少しています。ただし直近では平成28(2016)年以降、再び増加傾向に転じています。中学生においては昭和61(1986)年の7,159人をピークに減少し、平成16(2004)年には3,690人にまで減少しました。その後、緩やかな増加傾向に転じ、平成29(2017)年に3,945人となりましたが、その後減少傾向となっています。

■児童・生徒数の推移



平成30(2018)年10月に市がまとめた将来人口推計をもとに算出した令和2(2020)年以降の児童・生徒数の推計値では、令和元(2019)年と比較し令和6(2024)年まで児童・生徒数ともに微増が見込まれています。このことから本市の児童・生徒数とそれに伴う学級数については、今後も急激な変動はなく、比較的安定した状態が続くと想定されます。

2 学校施設の現況

市には、市立小学校が19校、市立中学校が9校あります。学校施設は昭和30年代から40年代に建てられたものが多く、ほとんどの校舎が40年以上経過しています。市は平成24(2012)年に「立川市公共施設保全計画」を作成し、これに基づき計画的に学校施設等の長寿命化に取り組んでおり、これまでに大規模改修を第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、南砂小学校の6校で行いました。また、平成26(2014)年に第一小学校を建て替えるとともに、若葉小学校とけやき台小学校が統合した若葉台小学校の新校舎を、けやき台小学校跡地に建設しています。今後は長寿命化に加えて公共施設の再編にも取り組む「立川市公共施設再編個別計画」に基づき、引き続き学校施設の維持・管理に努めていきます。

また、このような計画とは別に、災害時における児童・生徒の安全確保を図るために全校に耐震補強工事を実施しました。さらに、特別教室への空調機設置やトイレの洋式化等の工事を実施しました。このほか、プール、体育館など必要な改修を順次行うとともに、今後、体育館へ空調機設置や照明LED化にも取り組んでいきます。

■学校施設の現況

小学校					中学校				
学校名	建築年	敷地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	学校名	建築年	敷地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)
第一小学校	平成26年	11,512	7,317	876	立川第一中学校	昭和35年	16,720	6,697	1,428
第二小学校	昭和40年	13,150	6,072	852	立川第二中学校	昭和35年	25,234	7,395	1,765
第三小学校	昭和41年	11,808	5,419	871	立川第三中学校	昭和35年	17,975	7,266	1,713
第四小学校	昭和38年	15,141	5,586	883	立川第四中学校	昭和39年	17,213	7,084	1,541
第五小学校	昭和39年	15,624	5,726	868	立川第五中学校	昭和39年	19,007	7,552	1,597
第六小学校	昭和40年	11,137	5,217	868	立川第六中学校	昭和49年	21,260	7,476	975
第七小学校	昭和40年	15,179	3,899	921	立川第七中学校	昭和53年	21,746	7,342	1,393
第八小学校	昭和40年	19,610	7,108	1,041	立川第八中学校	昭和53年	18,097	6,919	1,392
第九小学校	昭和41年	12,370	5,768	718	立川第九中学校	昭和54年	17,992	7,210	1,397
第十小学校	昭和38年	15,716	4,531	767	計		175,244	64,941	13,201
西砂小学校	昭和42年	14,978	5,817	738					
南砂小学校	昭和45年	9,626	4,657	749					
幸小学校	昭和46年	16,165	5,900	768					
松中小学校	昭和46年	16,144	6,108	735					
大山小学校	昭和47年	16,508	5,410	756					
柏小学校	昭和52年	16,728	6,301	882					
上砂川小学校	昭和58年	12,419	5,434	852					
新生小学校	昭和43年	15,516	6,341	710					
若葉台小学校	昭和46年	16,441	5,905	737					
計		275,772	108,516	15,592					

第4節 立川市第2次学校教育振興基本計画の達成状況

第2次学校教育振興基本計画は、平成27(2015)年度以降の5年間を見据えた計画的・長期的な視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定めるとともに、それを実現するための基本施策や取組事業を示すため、平成27(2015)年7月に策定された計画で、3つの基本方針、9つの基本施策、80の取組、26の取組指標を設定し取り組んできました。

計画に掲げた事業の取組状況は、全体を通じて概ね順調に推移していますが、一部には課題も見られます。これらの基本施策の取組指標の状況については、次のとおりとなっています。

なお、達成状況については、計画策定中の平成31年度に振り返りを行ったことから、平成30年度までの記載となっています。

1 基本方針1「学校教育の充実」

(1) 基本施策1「学力の向上」

- ① 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果での達成率(小学校5年生、中学校2年生) ※達成率=市/都(平均正答率)

【取組指標と目標の考え方】

学力が定着し、都の平均正答率(100)に達している児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながります。目標値は、都平均に到達することを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校達成率(%) 4教科平均	95.5%	94.5%	97.3%	94.8%	—	100%
中学校達成率(%) 5教科平均	102.3%	97.3%	97.5%	98.1%	—	100%
現状分析	小学校・中学校とも、数値は確実に100%に近づいてきています。また、平成30(2018)年度は全国学力・学習状況調査では小中学校の全科目で全国平均を上回っており、今まで実施してきた学力向上施策の成果が見られます。					

- ② 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果で「授業が分かる」の設問に肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

学力の定着を図る基本は、授業であり、授業が分かる児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながります。目標値は、現状を踏まえ段階的に高めることを目指して、当面の目標として設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校達成率(%) 4教科平均	89.3%	88.4%	93.7%	90.0%	—	90.0%
中学校達成率(%) 5教科平均	74.2%	75.3%	76.3%	78.3%	—	85.0%
現状分析	平成30(2018)年度の結果をみると、小学校では目標値に達しており、中学校では平成25(2013)年度と比べ10ポイント程度上回っていることから、小学校、中学校ともに一定の成果を出していると捉えています。立川スタンダード20を活用し、引き続き授業改善のための施策を行っていきます。					

(2) 基本施策2「豊かな心を育むための教育の推進」

① 道徳授業地区公開講座への参加者

【取組指標と目標の考え方】

心の教育の推進には道徳教育が重要であり、道徳授業地区公開講座において、学校と保護者・地域が連携した心の教育を推進することにより、児童・生徒の豊かな心の育成につながります。目標値は、100名ずつ5年間で500名増やすことを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
参加者数(人)	7,950人	9,249人	8,604人	9,511人	—	8,500人
現状分析	年度により差はあるが、大きな変化は見られていないものの、平成28(2016)年度から30(2018)年度の3か年で目標値を超える成果を出しました。引き続き保護者・地域に開かれた道徳教育を推進していきます。					

② 学校評価(保護者)アンケートで「いじめや暴力の根絶に組織的に取り組んでいる」という設問に肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

いじめや暴力は児童・生徒の人権を侵害する行為であり、豊かな心の育成を図る上で、その根絶が不可欠であり、学校がいじめや暴力根絶に組織的に取り組むことで施策の成果向上につながります。目標値は、5年間で80%まで増やすことを目

指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校(%)	75.5%	79.4%	76.9%	75.4%	—	80.0%
中学校(%)	66.9%	69.8%	68.3%	67.7%	—	80.0%
現状分析	大きな変化は見られていないが、平成29(2017)年度における小学校のいじめ認知件数は900件を超えており、小さいいじめを見逃さず認知し、対応しています。このことについて、地域や保護者に周知していく必要があります。					

③ 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）で「学校のきまりを守る」の設問に肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

学校生活の充実を図る上で、規律ある学校生活の実現が重要であり、児童・生徒の規律遵守の意識が高まることで、学校生活の充実につながります。目標値は、5年間で95%まで増やすことを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校(%)	88.6%	93.9%	93.3%	88.0%	—	95.0%
中学校(%)	93.4%	93.8%	96.3%	91.0%	—	95.0%
現状分析	小学校、中学校ともに目標値には届いていないものの、平成29(2017)年度の暴力行為の件数は小中学校合わせて13件であり、平成26(2014)年度と比べると74件も減少しています。このことから一定の成果を出していると捉えています。					

(3) 基本施策3「体力の向上と健康づくりの促進」

① 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査によるシャトルラン・持久走の結果

【取組指標と目標の考え方】

児童・生徒の体力・運動能力の重点課題である持久力を指標とし、都の平均値(100)に達している児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながります。目標値は、都平均に到達することを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
東京都平均以上 男子（学年）	2/9 学年	2/9 学年	2/9 学年	0/9 学年	—	9/9 学年
東京都平均以上 女子（学年）	0/9 学年	2/9 学年	4/9 学年	1/9 学年	—	9/9 学年
現状分析	持久力について改善が見られていないが、平成 30（2018）年度の調査において種目別に見ると、握力、上体起こし、長座体前屈、50m走がほぼ全ての学年で都平均を超える成果を出しています。引き続き各学校で行っている「一校一取組運動」を継続していきます。					

② 運動の実施状況調査による毎日運動しないとの回答結果

【取組指標と目標の考え方】

体力・運動能力の向上を図る上で、運動の習慣化が重要であり、毎日運動しない児童・生徒の減少が施策の成果向上につながります。目標値は、都平均に到達することを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
10%以下男子 （学年）	9/9 学年	9/9 学年	8/9 学年	9/9 学年	—	9/9 学年
10%以下女子 （学年）	4/9 学年	6/9 学年	6/9 学年	5/9 学年	—	9/9 学年
現状分析	男子はほぼ毎年目標値に達しており、女子も半分以上の学年で目標に達していることから運動習慣に改善が見られます。引き続き各学校の取組を行い、指標達成を目指していきます。					

③ 食教育実施校数

【取組指標と目標の考え方】

小学校では全校で実施できているが、中学校では2校にとどまっているため、9校すべてで食教育を実施し、施策の成果向上につなげます。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校（校数）	20 校	20 校	20 校	19 校	—	19 校
中学校（校数）	2 校	2 校	3 校	4 校	—	9 校
現状分析	中学校の喫食率が、50%未満であることと、授業数の関係で実施校が伸びていません。喫食率の向上のため実施校を増やしていきます。					

④ 立川産野菜の使用率

【取組指標と目標の考え方】

食数の多い共同調理場と中学校では、立川産野菜の使用に課題がありますが、単独調理校の数値を目標に使用率の向上に努めていきます。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
単独調理校(%)	16.9%	20.0%	13.7%	17.5%	—	平均 12.0%
共同調理校(%)	12.9%	12.6%	9.3%	11.1%	—	
中学校(%)	13.7%	17.2%	12.2%	11.7%	—	
平均(%)	14.4%	15.9%	11.2%	13.5%	—	
現状分析	生産農家からの納品量が限られていることと、気候変動による収穫時期や量 が変動するため、利用率が伸び悩んでいます。					

2 基本方針2「教育支援と教育環境の充実」

(1) 基本施策4「特別支援教育の推進」

① 就学支援シートの提出数

【取組指標と目標の考え方】

小学校就学前の段階で保護者が子どもの特徴を理解するとともに、それを就学先に伝えることが重要であるため。現状（8.5%）から5年間で5%上昇を目指します。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
提出数(件)	167件	207件	215件	244件	—	200件
現状分析	平成25(2013)年度末の提出率8.5%をベースラインとして、各年1%増の 13.5%(200件)を目標にしていたが、子ども家庭支援センターによる5歳 児相談の充実等を背景に、計画2年目で到達。平成30(2018)年度末実績で 244件(17.1%)となり、目標を上回ることが確実です。					

② 情緒障害等により指導を受けている小学生

【取組指標と目標の考え方】

全小学校に「特別支援教室」を整備し、増加するニーズに対応しています。目標は、平成26(2014)年9月時点の見込み児童数調査を参考にしました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学生（人） （5月1日現在）	172人	204人	233人	272人	313人	550人
現状分析	平成26（2014）年9月、都が行った実態調査において「通級指導が必要と思われる児童数」が、全市で550人でした。しかし平成27（2015）年に、特別支援教室のガイドラインが示され、「3段階のレベル3の児童のみ」が対象とされました。指標の見直しが必要です。					

③ 巡回相談により支援した児童・生徒数

【取組指標と目標の考え方】

平成26（2014）年7月から巡回相談員を配置し、定期的な学校訪問等を行っています。平成27（2015）年度以降は通年で実施するため、平成26（2014）年度の実績見込みの伸びから目標値を設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
児童・生徒数（人）	1,711人	2,204人	2,748人	2,850人	—	600人
巡回相談回数（回）	520回	557回	546回	467回	—	—
現状分析	平成30（2018）年4月から、小学校全校に「特別支援教室キラリ」を設置したことに伴い、東京都より心理職が派遣されるようになりました。平成31（2019）年度からは、子ども未来センターでの来所相談の件数増等に対応するため、従前の要請訪問に転換します。指標の見直しが必要です。					

*上段の数字は児童・生徒の延人数。計画期間の回数は巡回相談を実施した延べ訪問回数。

④ 就学相談を受けて通常の学級に就学した小学1年生のうち、継続的な教育支援を行った割合

【取組指標と目標の考え方】

就学後も必要に応じ、途切れのない支援が継続することを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校1年生（%）	61.1%	56.8%	59.6%	80.0%	—	50.0%
現状分析	肢体不自由等による介助員の配置や、特別支援教室キラリの早期利用につながることを希望して就学相談を申し込む保護者が増加傾向にあります。計画初年度のうちに、目標数値を達成。次期計画では、指標の見直しが必要です。					

（2）基本施策5「学校運営の充実」

① 学校評価（児童・生徒）アンケートで「学校が楽しい」という設問に肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

学校運営が充実することにより、児童・生徒の学校生活の充実につながるため、学校が楽しいと感じる児童・生徒が増加することで、施策の成果向上につながります。目標値は、5年間で90%まで増やすことを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校(%)	85.7%	87.4%	87.1%	85.7%	—	90.0%
中学校(%)	82.9%	85.3%	84.5%	82.2%	—	90.0%
現状分析	大きな変化は見られていないものの、高い数値で推移していると捉えています。引き続き様々な人的支援だけでなく、平成30(2018)年度に開発した「立川市学級カスタンダード」等を活用し教員の指導力向上を図り、各学校における個に応じた指導の充実を図ります。					

② 学校評価（保護者）アンケートで「子どもの安全・安心が十分に確保された活動、環境である」という設問に肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

学校運営の充実により、児童・生徒の学校生活の充実につながるため、子どもの安全・安心が確保されていると感じる保護者が増加することで、施策の成果向上につながります。目標値は、5年後に90%を超えることを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校(%)	87.4%	89.9%	88.7%	88.8%	—	95.0%
中学校(%)	81.7%	81.3%	81.0%	80.2%	—	90.0%
現状分析	大きな変化は見られていないが高い数値で推移していると捉えられます。平成30(2018)年度に全校導入した地域学校協働本部事業を活用する等、引き続き児童・生徒の安全・安心を最優先に丁寧に対応していきます。					

(3) 基本施策6「教育環境の整備」

① 学校施設の大規模改修

【取組指標と目標の考え方】

「立川市公共施設保全計画」に基づき、各年度に計画されている大規模改修を行い、より良い教育環境を整備します。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
実施校数（累計）	2校	3校	4校	5校	—	8校
現状分析	立川市公共施設保全計画に基づいて学校施設の改修を実施してきたが、このまま計画を進めていくことには課題があるため、計画が一旦保留となりました。そのため、平成31（2019）年度から着手した第七小学校の大規模改修事業以降の計画については保留となっています。					

② マンホールトイレの設置

【取組指標と目標の考え方】

災害時に一次避難所となる小・中学校の防災機能を高めるため、平成28（2016）年度までに全校でマンホールトイレを設置します。

区分	計画期間					目標
	H27	H28				H28
設置校数（累計）	22校	30校				30校
現状分析	目標達成					

*設置校数には旧けやき台小学校、旧多摩川小学校を含む。

③ 校内LAN整備

【取組指標と目標の考え方】

国の第3期教育振興基本計画に基づき、校内無線LAN整備率100%を目標に整備します。

区分	計画期間					目標
	H27	H28				H28
整備校数（累計）	28校	29校				29校
現状分析	目標達成					

④ タブレット型端末等整備

【取組指標と目標の考え方】

国の第3期教育振興基本計画に基づき、教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数3.6人に近づけることを目標に整備します。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
1台あたりの児童・生徒数	8.1人	4.3人	5.1人	5.1人	—	4.6人
現状分析	次回の端末更新予定が令和3（2021）年度のため達成は困難です。なお、平成29（2017）年度には平成30（2018）年度以降のICT環境整備方針が通知され、3クラスに1クラス分程度の配備が示されるなどICT環境整備の加速化が求められているため、指標の見直しが必要です。					

3 基本方針3「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」

(1) 基本施策7「ネットワーク型の学校経営システムの構築」

① 学校評価（保護者アンケート）で、学校と保護者・地域の連携について肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

学校が教育活動を実施するにあたって保護者や地域等との連携が推進されることにより、保護者の理解・意識が高まり、施策の成果向上につながります。目標値は、5年間で90%まで増やすことを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校(%)	88.4%	90.4%	86.1%	87.5%	—	90.0%
中学校(%)	76.6%	75.4%	76.7%	79.4%	—	90.0%
現状分析	小学校は高い数値で推移しているが、中学校は平成30（2018）年度・31（2019）年度に全校でコミュニティ・スクール制度を導入することから、その活動を保護者に周知する等により改善を図っていきます。					

② 教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数

【取組指標と目標の考え方】

学校が教育活動を実施するにあたって事業所や関係機関等との連携先が増加することで、施策の成果向上につながります。目標値は、5年間で2割程度増やすことを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
事業所等（件数）	995件	1,217件	1,402件	1,454件	—	1,110件
現状分析	ネットワーク型学校経営が浸透し、高い成果が得られています。					

③ 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）における学校以外での学習（塾等は除く）の時間の設問で30分以上学習する児童・生徒の割合
【取組指標と目標の考え方】

児童・生徒の学力向上を図る上で、学習機会の拡充が重要であり、学校における補習学習の充実を通して、家庭学習の習慣化を図ることにより、施策の成果向上につながります。目標値は、現状を考慮して今後5年間で70%の児童・生徒に家庭学習の習慣を定着させることを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校(%)	56.6%	56.1%	77.0%	68.0%	—	70.0%
中学校(%)	48.4%	47.7%	46.9%	50.0%	—	70.0%
現状分析	小学校、中学校ともに、平成29（2017）年度・30（2018）年度に開発した家庭学習の啓発リーフレット等により引き続き行っています。					

④ 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）における社会貢献の設問で肯定的な回答をした児童・生徒の割合
【取組指標と目標の考え方】

児童・生徒がまちに主体的に関わり、貢献しようとする意識を高めることを立川市民科の取組を通して目指すため、児童・生徒の社会貢献の意識が高まることで、施策の成果向上につながります。5年間で95%まで増やすことを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校(%)	75.1%	73.6%	75.2%	74.5%	—	95.0%
中学校(%)	84.0%	84.2%	88.4%	82.4%	—	90.0%
現状分析	平成31（2019）年度から各学校において「立川夢・未来ノート」を活用していくなどして、今後キャリア教育の推進を図り、指標達成に向けて注力していきます。					

（2）基本施策8「小中連携の推進」

① 小・中学校が連携した教育活動（会議は除く）の実施回数（中学校区で集計）
【取組指標と目標の考え方】

小中連携教育を推進するにあたり、中学校区における教育活動の連携が増加することで、施策の成果向上につながります。目標値は、現状の5年間で2倍まで増やすこと目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
実施回数	60回	132回	129回	168回	—	100回
現状分析	小中学校の連携が定着してきており、高い成果が得られています。					

② 学校評価（保護者アンケート）で、小中連携教育の実施状況について肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

小中連携教育の推進状況について保護者の理解度や評価が高まることにより、施策の成果を把握することができます。目標値は、小中連携教育の見直しを平成27（2015）年度より行うため、今後5年間で80%以上の保護者にその成果を理解が得られることを目指して設定しました。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	H31
小学校(%)	56.9%	66.7%	61.6%	74.1%	—	80.0%
中学校(%)	57.0%	71.4%	73.6%	73.9%	—	80.0%
現状分析	指標に近い成果が得られているが、平成30（2018）年度・31（2019）年度に導入するコミュニティ・スクールの取組等を周知する必要があります。					

（3）基本施策9「児童・生徒の安全・安心の確保」

① 通学路の防犯カメラ設置

【取組指標と目標の考え方】

東京都の補助を受けて、全小学校の通学路に防犯カメラを設置することで、交通事故や犯罪発生を抑止につながります。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29			H31
設置箇所	20箇所 4校	60箇所 12校	98箇所 20校			100箇所 20校
現状分析	設置箇所及び設置校数は累計。98箇所のうち2箇所は双方向のカメラを設置しています。平成29（2017）年度までに全小学校の通学路に設置を完了しました。今後は保守対応が主となります。					

第3章 計画の体系

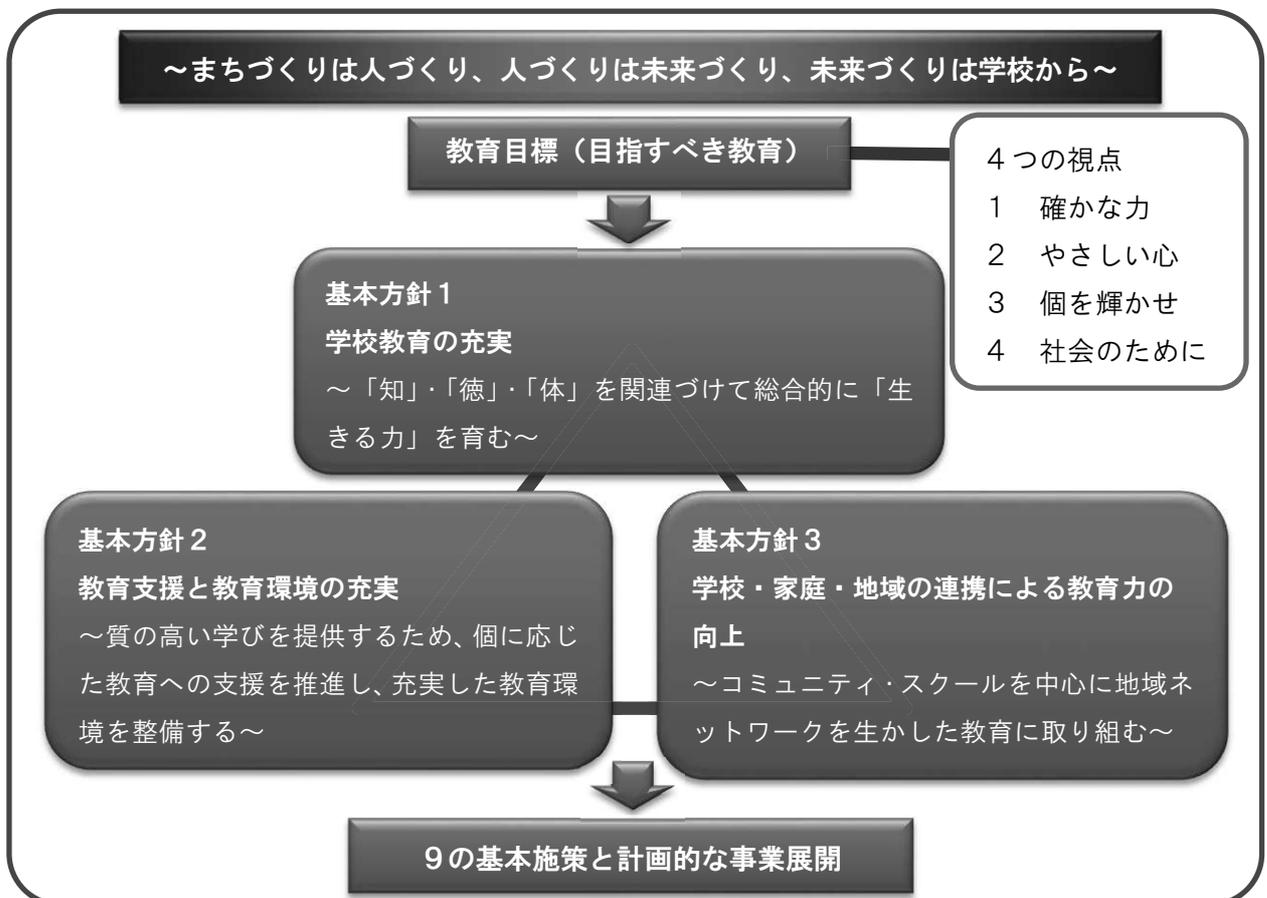
第1節 計画の方向性

義務教育9年間は、子どもたちが生涯にわたって、自ら学び、社会と主体的に関わり、すすんで貢献していく資質・能力の基盤となる力を身に付ける重要な時期です。また、子どもたちは、未来のまちを担うかけがえのない存在であり、まちづくりの主人公といえます。

このような中、地域の状況は、自治会の組織率の低下にみられるように都市化の進展によるコミュニティの希薄化が大きな課題となっています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とするスポーツ振興はもとより、国際交流都市を目指す取組も求められています。

そこで、立川市教育委員会は「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念のもと、学校教育の充実を図り、学校と行政及び市民が協働して子どもたちの学力向上とともに次代を担う「立川市民」としてその育成に積極的に取り組んでいきます。

具体的には、今後5年間を見据えた本市学校教育の方向性として、「学校教育の充実」、「教育支援と教育環境の充実」、「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」を基本方針として掲げ、9の基本施策に基づき計画的に事業を展開していきます。



立川市教育委員会の教育目標

立川市教育委員会は、教育基本法の本質にのっとり、公共の本質を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、新しい文化の創造を目指す。

本市のまちづくりの将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現のために、生命尊重と人間尊重の本質を基調とし、家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携のもとに、すべての市民が生涯を通じて自主的に学び、充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現と、子どもたちが心身ともに健康で知性に富み、道徳心と体力を育み、人間性豊かに成長することを願う

- 生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立とうとするひとづくり
- いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶひとづくり
- いきいき健康、生涯スポーツを目指すひとづくり
- 歴史や伝統文化を継承し発展させるひとづくり
- 国際社会で主体的に貢献し活躍するひとづくり

に向けた教育を推進する。

(平成 27(2015)年 4 月 16 日立川市教育委員会決定)

立川市の目指す子どもの姿

子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、我がまちの未来を拓く市民である。また、子どもたち一人一人は、市民の一員として他者やまちと関わり、社会に貢献することを通して、豊かで潤いのある人生を歩む存在となることが大人の願いである。

本計画では、こうした考えのもと、立川市の目指す子ども像を、

- 「知」・「徳」・「体」の調和のとれた力を備えた子ども
- 生涯にわたって自己を高めようと努力する子ども
- まちを知り、まちに愛着をもち、まちのよさを受け継ぐ子ども
- まちや社会と主体的に関わり、貢献しようとする子ども

と定めます。

第2節 計画の基本方針

「立川市教育委員会の教育目標」や「立川市の目指す子どもの姿」の実現に向け、施策展開の視点や事業展開の方向性として、3つの基本方針を掲げます。

基本方針1

学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」を関連づけて総合的に「生きる力」を育む～

変化の激しいこれからの社会を主体的に生きるためには、確かな学力、豊かな心、健康・体力の「知」・「徳」・「体」を関連づけて総合的な視点で育てることが必要です。そのため、全教育活動を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの活用する力の習得を目指します。また、人権教育を通じて、自らを律しつつ、他者とも協調し、他者を思いやる心などの豊かな心を培うとともに、たくましく生きるための健康や体力の保持増進を図ることも重要です。新たな時代を拓く「立川市民」の育成を目指し、これらの取組により総合的な「生きる力」を育成する学校教育を推進します。

基本方針2

教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育への支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

子どもたち一人ひとりの確かな成長を支えるため、就学前からの途切れのない支援及び就学後の充実した学校生活の実現に向けた教育環境の整備が必要です。子どもたちの学校生活や学習上の課題に対応するため、きめ細かい教育支援を推進するとともに、個々の教育ニーズに即した特別支援教育の充実を図ります。また、安全・安心な環境の下で、教育活動の充実を図ることのできる学校施設を整備します。

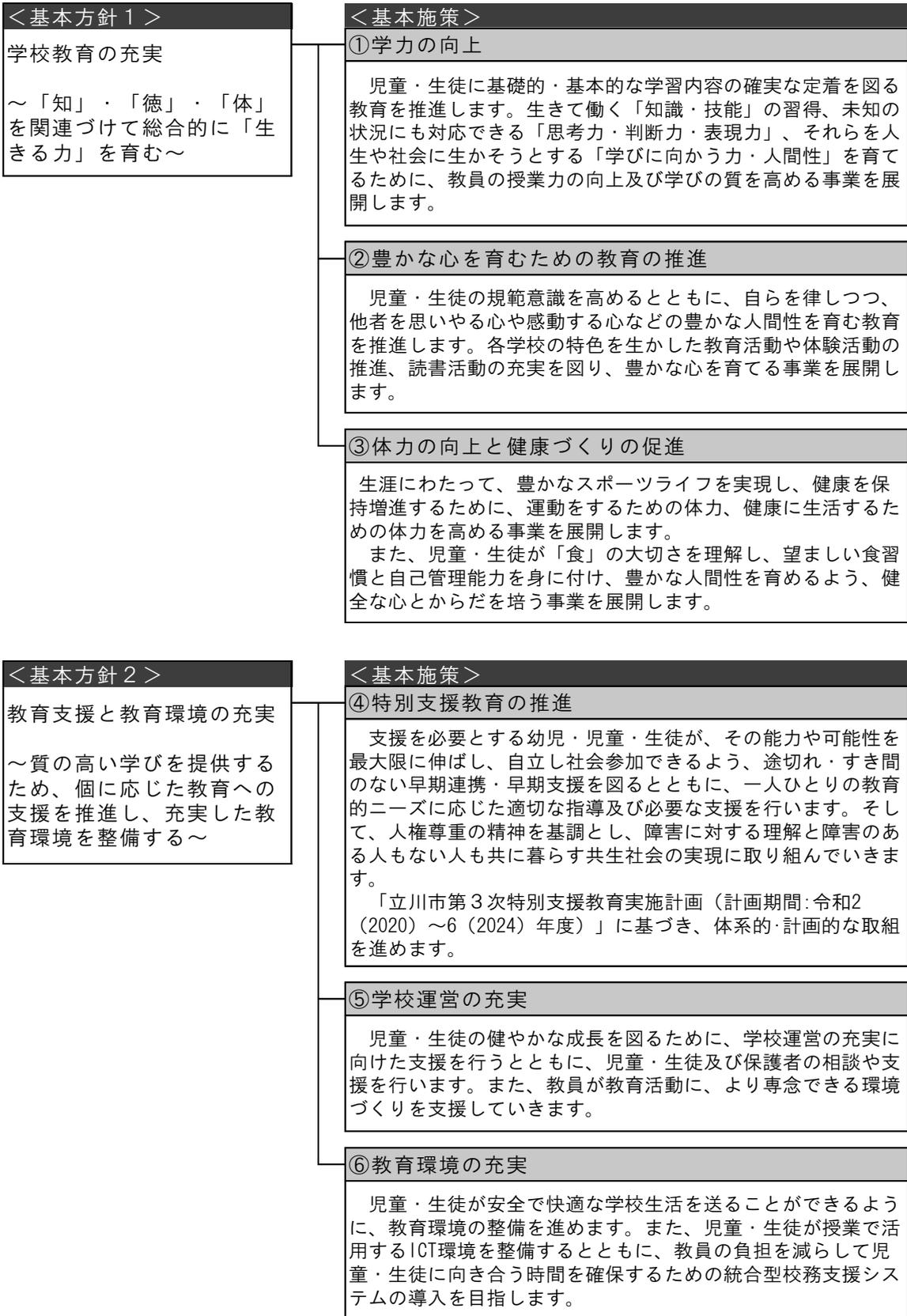
基本方針3

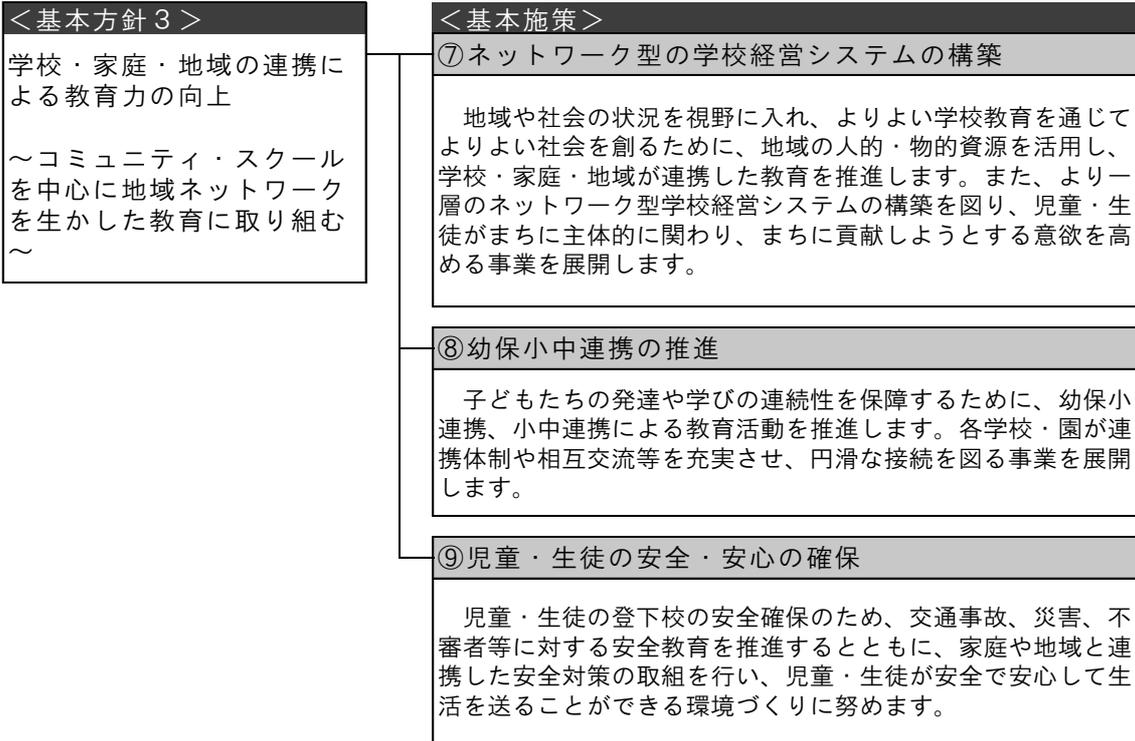
学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～コミュニティ・スクールを中心に地域ネットワークを生かした教育に取り組む～

まちの未来を担う子どもたちの健やかな成長は、学校、家庭、地域・社会の共通の願いです。学校は、子どもたちの教育にあたり、家庭や地域・社会と教育ビジョンを共有し、それぞれが有する教育力を生かした教育活動を多面的に展開することによって、よりよい社会づくりに貢献する力を培い、次代を担う「立川市民」の育成を図ります。そこで、それぞれの学校が、地域とともにあるコミュニティ・スクールとして、地域に根づいた学校教育の充実を図ることのできるよう事業を展開します。

第3節 計画の体系図





第4章 事業の展開と今後の方向性

基本方針1 学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」を関連づけて総合的に「生きる力」を育む～

基本施策1 学力の向上

- 1 教育力の向上
- 2 児童・生徒の学力向上

基本施策2 豊かな心を育むための教育の推進

- 1 いじめ未然防止
- 2 学校行事・体験的活動の充実
- 3 読書活動

基本施策3 体力の向上と健康づくりの促進

- 1 児童・生徒の体力向上
- 2 健康な体づくり
- 3 健康の保持増進



【基本施策1】学力の向上

「施策の目的」

児童・生徒に基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る教育を推進します。生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、それらを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を育てるために、教員の授業力の向上及び学びの質を高める事業を展開します。

【現状と課題】

平成26（2014）年度から平成31（2019）年度までの東京都学力向上を図るための調査において、東京都平均点を100としたときの本市の達成率は、小学校では過去6年間、93%から97%の範囲に位置し、中学校では96%から102%の範囲に位置しています。中学校は、毎年、東京都平均に近い達成率となっています。

令和2（2020）年度は小学校での新学習指導要領の全面实施、令和3（2021）年度は中学校での全面实施、また、大学入試の記述式問題が検討されている中、身に付けた学力をどのように活用するかが求められているとともに、グローバル社会の一員として、多様なコミュニケーション力が求められています。

今後は、問題解決的な授業や主体的・対話的な言語活動等の授業により、未知の状況にも対応できる力等の学びの質を高める授業改善が必要と捉えています。

【施策の展開】

1 教育力の向上

市内の教育課題についての研究を進め、研究の成果を市内小・中学校で共有するとともに、教員の専門性を高める研修を充実させることで、教員の授業力向上を目指します。

【取組項目】

No	1-1-①	校内研究の推進
教育力の向上に資するモデル校を指定し、学習指導力や学校組織力の向上に資する取組を支援します。		
担当課	指導課	

No	1-1-②	研修の充実
若手教員の資質・能力の向上や市内全ての教員の授業力向上のために、教員研修を充実させるとともに、各職層における資質・能力の向上、教育諸課題に関する研修の充実を図ります。		
担当課	指導課	

2 児童・生徒の学力向上

児童・生徒の主体的・対話的に学ぶ意欲や態度を育成し、個に応じた指導の充実を図ることで、学力向上を図ります。

【取組項目】

No	1-2-①	学習支援の充実
児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着を図る補充的な学習や進学に向けた発展的な学習等、各学校における学習機会の拡充を図ります。		
担当課	指導課	

No	1-2-②	少人数指導員の派遣
算数・数学及び英語等において、少人数による学習集団を弾力的に編成し、個に応じた学習指導を充実させることにより、児童・生徒の学習内容の定着を図ります。		
担当課	指導課	

No	1-2-③	理科教育の充実
児童・生徒の関心・意欲の向上や教員の指導力の向上を図る取組を支援します。また、小学校科学教育センターや中学校科学教室の充実を図ります。		
担当課	指導課	

No	1-2-④	外国語活動の充実
外国語活動及び外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進のため、外国語指導助手を学校に配置し、学習指導補助を行います。		
担当課	指導課	

No	1-2-⑤	ICTの活用の推進
タブレット等のICT機器を活用し、児童・生徒の主体的・対話的な学びを展開する授業を支援します。教員がICTを活用した授業をする準備等を支援するため、ICT支援員を配置します。		
担当課	指導課、学務課	

【基本施策2】豊かな心を育むための教育の推進

「施策の目的」

児童・生徒の規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育を推進します。各学校の特色を生かした教育活動や体験活動の推進、読書活動の充実を図り、豊かな心を育てる事業を展開します。

【現状と課題】

平成29(2017)年度と平成30(2018)年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を比較すると、小学校、中学校ともに、いじめの認知件数は増加していますが、これは、道徳教育や人権教育により、教職員や児童・生徒のいじめ問題に対する認識が高まった結果と考えます。しかし、いじめの態様においては、冷やかしやからかいが最も多く、仲間外れ等が増加傾向にあります。全国学力・学習状況調査の意識調査では、ルールやマナーを守る、読書習慣、自尊感情等が低い傾向が見られます。

いじめの未然防止、早期発見による迅速な対応を組織的に行うとともに、道徳教育や人権教育及び体験活動等による多様な経験を通して、児童・生徒の自尊感情を高めていきます。

【施策の展開】

1 いじめ未然防止

道徳教育や人権教育を通して、児童・生徒の自他ともに大切にすることを育てるとともに、人権感覚を高め、いじめ防止の取組の充実を図ります。

【取組項目】

No	2-1-①	道徳教育の推進
児童・生徒の豊かな心を育成するために、道徳科の全体計画及び年間指導計画に基づき、各校の道徳教育推進教師を中心にした指導体制を強化し、道徳科の授業の充実と改善を図ります。また、道徳科の時間を要として、全教育活動を通して道徳教育を推進します。さらに道徳授業地区公開講座の内容の充実を図り、より多くの地域・保護者の方の参加を促し、地域・保護者と連携した道徳教育を推進します。		
担当課	指導課	

No	2-1-②	人権教育の推進
<p>児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させ、自他ともに大切にしようとする態度を養うために、人権尊重教育推進校における実践や研究の成果を、市内に広げていきます。また、全校で、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した研修を実施し、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」への取組を充実させるなど、人権教育の推進を図っていきます。</p>		
担当課	指導課	

No	2-1-③	いじめの未然防止・早期発見・早期対応
<p>「立川市いじめ防止基本方針（改定）」及び「学校いじめ防止基本方針」を基に、市・学校、保護者及び市民が連携・協力して、組織的・継続的な児童・生徒の状況把握と即時対応の徹底を一層図っていきます。また、各学校においては、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」等の取組を充実させ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も含めた「いじめ対策委員会」を設置し、校内での組織的な指導体制を整えるとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図るための指導を充実させ、いじめの未然防止に努めます。</p>		
担当課	指導課	

2 学校行事・体験的活動の充実

文化的行事・体験的活動の充実を図り、豊かな情操を育成するとともに、多様な文化を尊重する豊かな心を育てます。

【取組項目】

No	2-2-①	文化的な教育活動の支援
<p>グローバル社会に生きる日本人としての自覚と誇りをもつとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を養い、多文化共生の意識向上を図るため、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動を通して、日本及び立川の伝統・文化への理解や国際理解教育を推進します。また、児童・生徒の学習成果の発表及び鑑賞等を通して、文化や芸術に親しみ、児童・生徒の豊かな情操を育む教育を支援します。</p>		
担当課	指導課	

No	2-2-②	校外学習の支援
<p>校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実させるとともに、集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などについて体験を積み、共に協力し合うなどのよりよい人間関係の形成を支援します。</p>		
担当課	指導課	

No	2-2-③	移動教室・修学旅行の支援
日常とは異なる環境の中で、自然や文化などに関心を持ち、積極的に集団生活に取り組もうとする態度を養う教育活動を支援します。		
担当課	指導課	

3 読書活動

読書活動を通して、児童・生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、豊かな情操を育成します。

【取組項目】

No	2-3-①	読書活動の充実
アニメーションやブックトーク、またビブリオバトル等の取組を通して、児童・生徒の読書の習慣化を図ります。また、保護者・地域ボランティアによる読み聞かせ等、読書への興味関心を高める教育を推進します。		
担当課	指導課、図書館	

No	2-3-②	学校図書の実充
学校図書館の整備及び充実に向け、市立図書館の団体貸出しの活用を推進するとともに、市立図書館と連携した推薦図書の紹介や読書の啓発活動、市立図書館が主催するPOPバトルやビブリオバトルへの参加を通して、児童・生徒の読書の習慣化を図ります。		
担当課	指導課、図書館、学務課	



【基本施策3】体力の向上と健康づくりの促進

「施策の目的」

生涯にわたって、豊かなスポーツライフを実現し、健康を保持増進するために、運動をするための体力、健康に生活するための体力を高める事業を展開します。

また、児童・生徒が「食」の大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、健全な心とからだを培う事業を展開します。

【現状と課題】

本市の体力調査の結果と東京都平均値とを比較すると、小学校低学年が下回っている種目が多くなっています。また、小・中学生男子は、20mシャトルラン（持久走）、ソフトボール投げの数値、小・中学生女子は、反復横跳び、立ち幅跳び、ソフトボール投げの数値が低い傾向が見られます。

食育については、学校栄養士による食育指導を小学校では全校、中学校では4校実施しています。

発達段階に応じて、小学生では敏捷性、巧緻性、柔軟性を高め、中学生では走力、投力、跳躍力、筋力、持久力を高めるとともに、プロスポーツ選手等による実技指導や講演会等を実施し、生涯にわたって運動やスポーツに親しもうとする意欲を高める必要があると捉えています。また、食物アレルギーのある児童・生徒に対しては、安全な対応を継続していくとともに、健康づくりに向けて、食育の充実や医療機関、外部団体との連携を図る必要があると捉えています。

【施策の展開】

1 児童・生徒の体力向上

体力向上に資する授業改善や専門的な技能を有する人材の活用、各小・中学校の特色ある取組の充実により、児童・生徒の体力・運動能力の向上及び生活・運動習慣の確立を図ります。

【取組項目】

No	3-1-①	体力向上事業の推進
<p>小・中学校教育研究会における研究授業、授業公開や指導技術を高める研修の実施を通して、教員の指導法の工夫・改善を図り、児童・生徒の体力向上を目指します。</p> <p>また、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を活用し、児童・生徒、保護者に体力向上及び生活・運動習慣の定着等への啓発を図るとともに、大学と連携した小学校体育授業の支援、体育協会等と連携した授業及び運動部の活動支援を行います。</p> <p>さらに、体育及び保健体育、休み時間等を活用し、各学校における特色ある実践を「一校一取組」として実施し、学校全体で体力の向上を組織的・計画的に取り組みます。</p>		
担当課		指導課

No	3-1-②	オリンピック・パラリンピック教育の推進
<p>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、オリンピック・パラリンピアン等と児童・生徒との交流等を通して、運動・スポーツに親しむ意欲をより一層高める教育を推進するとともに、各校で展開した活動を継続・発展させていく活動を支援します。</p>		
担当課		指導課

2 健康な体づくり

諸機関と連携した健康教育を推進し、児童・生徒の健康の保持増進及び基本的な生活習慣の確立を図ります。

【取組項目】

No	3-2-①	健康教育の推進
<p>体育・保健体育科の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医、医療機関等と連携した取組を推進します。また、早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、SNS ルールを守る等の基礎的な生活習慣の定着を図るために、地域や家庭と連携します。</p>		
担当課		指導課

No	3-2-②	学校や医療機関と連携した健康指導の推進
<p>養護教諭や学校医等と連携して健康教育を推進し、児童・生徒の健康保持増進及び基本的な生活習慣の定着に対する意識を高めます。また、保護者や地域に向けた啓発・PR活動も併せて行っていきます。</p>		
担当課	学務課	

No	3-2-③	児童・生徒保健衛生
<p>児童、生徒の健康保持・増進のため、養護教諭や学校医等と連携して法令に則った健康診断を適切に実施していきます。</p>		
担当課	学務課	

3 健康の保持増進

栄養バランスのとれた給食を提供することにより健康増進を図るとともに、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を推進します。

【取組項目】

No	3-3-①	安全・安心な給食提供
<p>小学校の共同調理場校においては、PFI手法による民間事業者との協働により、また、単独調理校においては、調理施設の環境整備を行い、食物アレルギー対策を徹底し、安全で良質な食材料を使用し、栄養バランスのとれた質の高い給食を提供していきます。</p> <p>中学校給食については、生徒の健康と体力の基礎が培われるよう改善に向けた検討を行います。</p> <p>食物アレルギーについては、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報の共有を徹底するとともに、調理、配膳等においても確認を徹底し、食物アレルギーのある児童に、安全・安心な給食を提供していきます。</p>		
担当課	学校給食課、指導課	

No	3-3-②	望ましい食習慣の推進・食教育
<p>成長期にある児童・生徒が望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることを目的に、栄養士等が学級担任や教科担任と連携し、小・中学校においてティームティーチング方式で食に関する授業を実施し、学校給食を活用した食教育の支援指導を行います。</p> <p>「食」を通して、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育めるよう、心とからだの健康づくりを推進します。</p>		
担当課	学校給食課、指導課	

No	3-3-③	新学校給食共同調理場整備運営事業
<p>安全・安心で栄養バランスの取れた食事を提供するため、小学校単独調理校（8校）及び中学校（9校）を対象とする新学校給食共同調理場の早期建設に向けて取り組めます。また、給食配送校の改修や共同調理場用地の取得を並行して進めていきます。</p>		
担当課	学校給食課、教育総務課	



基本方針2 教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育への支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

基本施策4 特別支援教育の推進

- 1 早期連携・早期支援の充実
- 2 学校における指導体制・指導内容の充実
- 3 学校における特別支援教育の取組への支援
- 4 関係機関との連携
- 5 特別支援教育の理解啓発

基本施策5 学校運営の充実

- 1 学校への適切な支援
- 2 学校業務の効率化

基本施策6 教育環境の充実

- 1 学校施設
- 2 ICT環境の充実



【基本施策4】特別支援教育の推進**「施策の目的」**

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

「立川市第3次特別支援教育実施計画（計画期間：令和2（2020）～6（2024）年度）」に基づき、体系的・計画的な取組を進めます。

【現状と課題】

平成26（2014）年の障害者権利条約の批准、平成28（2016）年の障害者差別解消法の施行、平成30（2018）年の「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の施行などを背景として、特別支援教育への期待はますます高まっています。

また、障害等により特別な支援を必要とする児童・生徒の数は増加傾向にあり、その特性も多様であることから、それぞれの教育的ニーズに応じた指導・支援が必要とされており、一人ひとりの能力と可能性を最大限伸長するため、特別支援教育の一層の充実が求められています。

就学前から小学校、中学校への各段階でそれまでの支援を円滑に引継ぎ、途切れ・すき間のない発達支援を進める上では、就学前機関である幼稚園・保育園と小学校、さらに中学校への連携が必要となっています。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備や、適切で効果的な指導・支援を行うためには、学校における特別支援教育を組織的に推進することが重要であり、そのための体制整備や技術的支援、専門性の向上に向けた取組の充実が求められています。

支援を必要とする幼児・児童・生徒に関係する各機関が連携し、情報共有や協力体制を構築し、多面的・重層的な支援が可能となります。また、共生社会の実現に向け、障害や特別支援教育に関する理解啓発を継続的・積極的に行う必要があります。

【施策の展開】**1 早期連携・早期支援の充実**

発達相談から就学相談へのつなぎ、就学相談の充実、就学前機関から小・中・高への連携などを進め、途切れのない発達支援を図ります。

【取組項目】

No	4-1-①	早期連携・早期支援の充実
子ども家庭支援センターの発達相談と教育支援課の就学相談・教育相談への連携を充実させるとともに、幼稚園・保育園と小学校の連携、就学支援シート等の活用促進などを通して、就学前の支援の手立てを就学後へ引き継ぎ、スムーズな就学を支援します。		
担当課	教育支援課	

No	4-1-②	就学相談
就学相談の流れや手続き等をわかりやすくするため、保護者や就学前機関への説明会を実施するほか、就学相談を経て就学した児童・生徒について学校生活の適応に向けた継続相談を行います。また、インクルーシブ教育システムの理念等の周知に取り組みます。		
担当課	教育支援課	

No	4-1-③	就学前機関から小・中・高への連携
中学校区でこれまで実施してきた連携を生かし、通常の学級と特別支援学級の間や特別支援学級間の連携を一層充実させていきます。また、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成・活用により、小・中学校間、さらに特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを図ります。		
担当課	教育支援課	

2 学校における指導体制・指導内容の充実

学校経営に特別支援教育を明確に位置付け、組織的・計画的に特別支援教育を推進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行います。

【取組項目】

No	4-2-①	学校における計画的な特別支援教育の推進
学校経営に特別支援教育を明確に位置付けたうえで、特別支援教育コーディネーターの充実や校内委員会の充実などを進め、組織的な特別支援教育の推進を図ります。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援や施設整備への対応を進めます。		
担当課	教育支援課	

No	4-2-②	「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の作成
「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」及び個別指導計画の作成と活用を推進します。また、「学校生活支援シート」の活用により、小中学校間、さらに特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを図ります。		
担当課	教育支援課	

3 学校における特別支援教育の取組への支援

障害に応じた支援体制や環境整備を進めるとともに、教員等の専門性向上を図ること
で、学校における特別支援教育の取組を支援します。

【取組項目】

No	4-3-①	特別支援学級等の整備及び充実
児童・生徒数に対応した知的障害特別支援学級の整備を行うとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設と特別支援教室の小・中学校全校での適切な運用による発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援を進めます。また、保護者等に対する特別支援学級等に関する情報提供や、学校に対する特別支援学級教育課程編成や個別指導計画等の作成への支援、校舎のバリアフリー化への対応などを行います。		
担当課	教育支援課、教育総務課	

No	4-3-②	教員の専門性向上
特別支援教育に関する教員の専門性と授業力の向上のため、研修の充実や外部専門機関活用の検討、特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実を図ります。また、特別支援学校教員免許取得率の向上を図ります。		
担当課	指導課、教育支援課	

No	4-3-③	巡回相談の充実
支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握や教員の指導に対する助言等がより効果的に行えるよう、教育相談員による学校への巡回相談の仕組みを確立します。また、言語聴覚士等の派遣を継続します。		
担当課	教育支援課	

No	4-3-④	特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上
研修や情報交換等を通し、特別支援学級臨時指導員、通常の学級の介助員等の専門性の向上に取り組みます。		
担当課	教育支援課	

4 関係機関との連携

特別支援学校との連携により、教員の専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を進め、特別支援教育の推進に向けたネットワークを構築します。

【取組項目】

No	4-4-①	適応指導教室との連携
適応指導教室と教育相談の連携を進め、適切な指導・支援につなげます。また、適応指導教室では東京都の「登校支援シート」を活用し、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援します。		
担当課	教育支援課	

No	4-4-②	特別支援学校との連携
特別支援学校のセンター的機能を活用して研修等を行うとともに、専門性向上プランに基づく研修体制の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の支援について、就学相談担当者が必要な知識を身に付け、学校での適切な支援につなげます。		
担当課	教育支援課	

No	4-4-③	中学校卒業後の進路先・関係機関との連携
中学校卒業後の進路先等でそれまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じた連携を行います。		
担当課	教育支援課	

No	4-4-④	特別支援教育に関わる関係機関との連携
庁内関係課、就学前機関、医療機関、福祉事業者等とのネットワーク構築のため、定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる情報共有等を行います。また、子ども家庭支援センターとの連携の強化や、NPO法人などの支援団体との連携を検討します。		
担当課	教育支援課	

5 特別支援教育の理解啓発

交流及び共同学習の推進や副籍制度の実施により、学校における特別支援教育の理解を進めるとともに、講演会等を通して市民等に対し障害や特別支援教育に関する理解啓発を図ります。

【取組項目】

No	4-5-①	交流及び共同学習の推進
各校の実態に即した交流及び共同学習の推進と内容の充実を図り、特別支援教育について児童・生徒及び保護者の理解を深めていきます。		
担当課	教育支援課	

No	4-5-②	副籍制度の実施
副籍制度の周知を進め、より早期からの交流が行えるようにし、内容の充実を図ります。また、小・中学校と近隣の特別支援学校との交流を進めます。		
担当課	教育支援課、指導課	

No	4-5-③	保護者、市民等への理解啓発
障害や特別支援教育について、リーフレットの作成・配布や広報の活用、講演会の開催等により理解啓発を進めます。		
担当課	教育支援課	



【基本施策5】学校運営の充実

「施策の目的」

児童・生徒の健やかな成長を図るために、学校運営の充実に向けた支援を行うとともに、児童・生徒及び保護者の相談や支援を行います。また、教員が教育活動に、より専念できる環境づくりを支援していきます。

【現状と課題】

児童・生徒の実態や保護者の教育観が多様化し、学校が対応・解決を図らなければならない課題が増えるとともに、学校だけでは解決が困難な課題も発生しています。児童・生徒が安定した学校生活を送り、学力・体力の向上及び豊かな心を培うためには、学校運営の充実及び児童・生徒への支援が不可欠となっています。学校の状況に応じて、適切かつ柔軟な支援を行います。

また、平成31(2019)年3月に策定した「立川市学校における働き方改革総合プラン」に基づいて、単に教員の業務時間を短縮するだけでなく、児童・生徒と向き合う時間を確保し、学校教育の質の向上のために業務をより効率化する必要があります。

【施策の展開】

1 学校への適切な支援

地域人材や専門的な知識、技能を有する人材により、児童・生徒の学校生活の安定化を図るとともに、保護者からの相談にきめ細かい対応ができる体制づくりを図ります。

【取組項目】

No	5-1-①	学校運営支援
<p>いじめや不登校等、児童・生徒の悩みや課題へのきめ細かい対応や特別な配慮を要する児童・生徒への支援を行うために、教育支援課による教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援員、通訳協力員等を活用します。また、学校と家庭が連携した取組のほか、子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員などによる地域での支援を通して、児童・生徒・保護者が抱える悩みや課題の解消及び児童・生徒の学校生活の充実を図ります。</p>		
担当課	指導課、教育支援課	

No	5-1-②	不登校対策
<p>適応指導教室（小学生：おおぞら、中学生：たまがわ）の充実を図るとともに、各学校に教室以外の居場所を設けるなど、在籍校と連携して不登校児童・生徒の学習指導や教育相談などを通し、学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援します。</p>		
担当課	指導課、教育支援課	

No	5-1-③	就学援助
<p>義務教育保障の観点から、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助の実施や宿泊を伴う学校行事の保護者負担軽減措置を引き続き実施します。</p>		
担当課	学務課	

2 学校業務の効率化

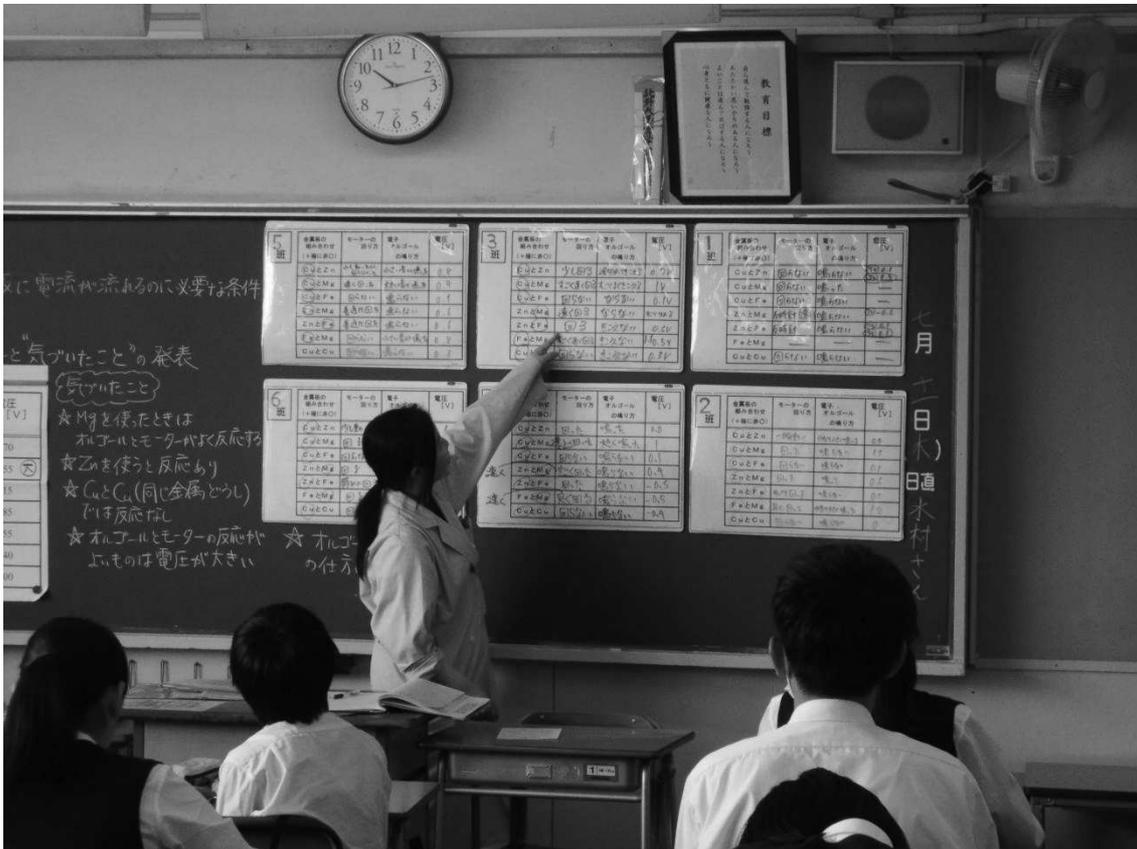
学校事務の標準化・分業化及び学校業務の精選・効率化を図るとともに、教職員が心身の健康を保持し、誇りとやりがいを持って職務に従事していくために、平成31(2019)年3月に策定した「立川市学校における働き方改革総合プラン」の取組内容を推進していきます。

【取組項目】

No	5-2-①	学校共同事務
<p>学校事務における業務処理の共有により、組織的かつ効率的な学校共同事務の充実を図ります。</p>		
担当課	指導課	

No	5-2-②	働き方改革事業
<p>児童・生徒と向き合う時間の確保、学校教育の質の向上のために、教員の業務をより効率化するための人的措置等を図ります。出退勤システムによる教職員の勤務時間を把握し、業務改善に取り組みます。</p>		
担当課	指導課	

No	5-2-③	教職員の健康管理
<p>教職員が心身の健康を保持するために、法令に基づいた健康診断を実施します。新たに「ストレスチェック」を導入して教職員のメンタルヘルス不調防止に努めていきます。また、教職員が健康診断を受診しやすい仕組みの整備にも学校保健会と協議しながら取り組んでいきます。</p>		
担当課	学務課	



【基本施策6】教育環境の充実

「施策の目的」

児童・生徒が安全で快適な学校生活を送ることができるように、教育環境の整備を進めます。また、児童・生徒が授業で活用するICT環境を整備するとともに、教員の負担を減らして児童・生徒に向き合う時間を確保するための統合型校務支援システムの導入を目指します。

【現状と課題】

学校施設は建築後40年以上経過した建物が多く、老朽化が進んでいます。劣化度や築年数から優先度を設定し、計画的に施設の長寿命化、施設の安全性の向上とともにバリアフリー化、省エネルギー化、施設環境の向上を図る必要があります。

ICT環境の充実については、「児童・生徒を誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びを実現すること」を目的とした、国のGIGAスクール構想に基づく児童・生徒の1人1台端末の整備が急務となっています。国の令和元年度補正予算においては1人1台端末の整備費等の予算が計上され、また新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、令和2年度補正予算においては早期実現に向けた追加予算が計上されました。しかしながら、ICT環境の整備については、国庫補助等を活用したとしても維持費等で多大な経費がかかることから、当該財源の確保が課題となっています。

【施策の展開】

1 学校施設

学校施設の老朽化への対応について、引き続き取り組みます。また、体育館への空調機導入や学校施設の照明LED化など、教育環境の充実に取り組むとともに、若葉台小学校の新校舎建設を進めます。

【取組項目】

No	6-1-①	学校施設維持管理
施設、設備の日常点検を実施し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、適正な維持管理に努めます。		
担当課	教育総務課	
No	6-1-②	学校施設営繕
危険個所や不具合がある場合は緊急修繕を行うとともに、教育上支障が生じることがないように施設、設備の修繕を実施します。		
担当課	教育総務課	

No	6-1-③	学校施設改修事業
教育環境の充実のため、体育館への空調機導入や学校施設の照明 LED 化など、計画的に取り組みます。		
担当課	教育総務課	

No	6-1-④	小学校統合建替
平成 30 (2018) 年 4 月に 2 校を統合し、新学校として設立した若葉台小学校の新校舎の建設を進めます。		
担当課	教育総務課	

2 ICT 環境の充実

国の GIGA スクール構想に基づいた児童・生徒の 1 人 1 台端末の整備、学校間ネットワークの構築と運用、統合型校務支援システム導入等を推進します。

【取組項目】

No	6-2-①	学校間ネットワークの構築、運用
「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成 29 (2017) 年 10 月 18 日文部科学省策定）」に基づき、センターサーバをデータセンターに設置してファイルの共有化及びセキュリティ等の一元管理を行う学校間ネットワークの早期構築を進めます。		
担当課	学務課	

No	6-2-②	統合型校務支援システムの導入
教員の校務効率化を推進するために、学校間ネットワークの構築と併せて統合型校務支援システムを早期に導入し、各学校間でメールや掲示板等による情報共有を図るとともに、学籍管理、成績管理、保健管理等をシステム化していきます。		
担当課	学務課	

No	6-2-③	ICT 環境整備
GIGA スクール構想に基づき、児童・生徒の 1 人 1 台端末の整備を計画的に進めていきます。		
担当課	学務課	

基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～コミュニティ・スクールを中心に地域ネットワークを生かした教育に取り組む～

基本施策7 ネットワーク型の学校経営システムの構築

- 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進
- 2 立川市民科の充実
- 3 情報発信

基本施策8 幼保小中連携の推進

- 1 小中連携
- 2 幼保小連携

基本施策9 児童・生徒の安全・安心の確保

- 1 安全教育に関する活動の支援



【基本施策7】 ネットワーク型の学校経営システムの構築

「施策の目的」

地域や社会の状況を視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、地域の人的・物的資源を活用し、学校・家庭・地域が連携した教育を推進します。また、より一層のネットワーク型学校経営システムの構築を図り、児童・生徒がまちに主体的に関わり、まちに貢献しようとする意欲を高める事業を展開します。

【現状と課題】

平成 31（2019）年度にコミュニティ・スクールを全校に導入し、学校運営協議会を設置しました。職場体験学習の取組では、協力事業所や学校への協力者は増加傾向にあります。また、東京都学力向上を図るための調査による社会や人への貢献意識は、小学生は、平成 26（2014）年度と比較すると上昇傾向にありますが、平成 30（2018）年度から平成 31（2019）年度にかけてはやや低下しています。中学生は、平成 28（2016）年度以降は、継続して上昇傾向にあります。

各中学校区における小中連携教育活動の推進に向けた活動支援はもとより、研修や地域コーディネーターの育成などにも取り組みます。

また、歴史を含めた郷土学習及びキャリア教育を関連付けたカリキュラムとして「立川市民科」を実施し、地域との連携により次代のまちを担う子どもの育成を図ります。

【施策の展開】

1 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進

地域や市内外の多様な資源を授業や児童・生徒への支援等に積極的に導入し、地域と連携した教育活動を一層推進します。

【取組項目】

No	7-1-①	コミュニティ・スクールの充実
地域住民や保護者等が参画した学校運営協議会による熟議を重ね、地域の特色を生かした学校づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えています。		
担当課	指導課	

No	7-1-②	地域学校協働本部
<p>児童・生徒の学習支援や学校生活支援、教育活動支援の充実に向けて、地域学校協働本部に、より多くの地域の人々や団体等が参画できるよう、ネットワークを形成するためのコーディネート機能を強化し、活動の幅を広げ、継続的に実施できるように支援します。</p>		
担当課	指導課、生涯学習推進センター	

No	7-1-③	大学・研究機関との連携
<p>学習支援や児童・生徒の学校生活支援などに大学生等を活用するとともに、大学や研究機関の教育力を活用した教員研修・研究活動の充実を図るために、諸機関との連携を積極的に進めます。</p>		
担当課	指導課	

No	7-1-④	学校支援ボランティアの積極的な活用
<p>多様な教育活動や学校環境整備等、学校のニーズに合わせた学校支援ボランティアの積極的な活用を図ります。</p>		
担当課	指導課、生涯学習推進センター	

2 立川市民科の充実

まちと主体的に関わり、まちに貢献しようとする児童・生徒を育成し、自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現できるように立川市民科の充実を図ります。

【取組項目】

No	7-2-①	立川市民科の充実
<p>「立川に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする子ども」の育成を目指したカリキュラム「立川市民科」を総合的な学習の時間等に位置付け、中学校区において義務教育9年間を見通した学習活動として指導を行い、次代のまちを担う人材の育成に取り組みます。</p>		
担当課	指導課	

No	7-2-②	キャリア教育 立川夢・未来ノート
<p>特別活動や総合的な学習の時間を中心として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐキャリア教育を推進します。</p>		
担当課	指導課	

No	7-2-③	職場体験学習の充実
地域の様々な事業所で、職業の現場を体験させることで、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し主体的に進路を選択・決定する態度や意志、意欲などを培うことができる教育活動を支援します。		
担当課	指導課	

3 情報発信

保護者や地域の方々には学校を知ってもらうことで関係を深め、「みんなで子どもを育てる」という環境をつくるため、学校公開やホームページの内容の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。

【取組項目】

No	7-3-①	開かれた学校づくりの推進
学校と保護者・地域等が連携した教育活動を推進するために、授業や学校行事を積極的に公開します。また、学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信します。		
担当課	学務課、指導課	

No	7-3-②	学校公開・授業公開
保護者・地域、また入学予定の関係者の方々に、学校の1日の様子を見ていただき、児童・生徒や教職員の様子、学習環境等、学校教育への理解と関心を高めていただけるように公開します。		
担当課	指導課	

No	7-3-③	学校評価
学校の教育活動その他の学校運営について評価を行い、結果等を広く保護者等に公表していくことで、学校の状況に関する共通理解や相互の連携協力の促進を図ります。		
担当課	指導課	



【基本施策8】 幼保小中連携の推進

「施策の目的」

子どもたちの発達や学びの連続性を保障するために、幼保小連携、小中連携による教育活動を推進します。各学校・園が連携体制や相互交流等を充実させ、円滑な接続を図る事業を展開します。

【現状と課題】

幼保小連携、小中連携による教育活動、研修等の実施回数は増加しています。就学支援シートによる児童の引継ぎも定着が図れています。

幼稚園・保育園から小学校、小学校から中学校への円滑な就学を図るために、交流活動及び連携体制を充実させ、小1問題、中1ギャップの解消に努めます。

【施策の展開】

1 小中連携

中学校への就学に際して、小学校と中学校の円滑な接続を図る体制づくりを進めるとともに、中1ギャップの解消に向けて、連携体制の充実を図ります。

【取組項目】

No	8-1-①	校区小中学校の連携
中学校区を単位とした教育ビジョンの共有化による学校経営及び義務教育9年間を通じた教育課程の円滑な接続を図り、児童・生徒による共同学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動の推進体制づくりを行います。また、中学校授業体験や部活動体験を推進し、中1ギャップの解消に努めます。		
担当課	指導課	

2 幼保小連携

小学校への就学に際して、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図る体制づくりを進めるとともに、小1問題の解消を図ります。

【取組項目】

No	8-2-①	幼稚園、保育園との交流
教員が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流したりするなど、相互交流活動を意図的・計画的に行うとともに、教職員間の交流や研修等を実施し、円滑な接続を図る取組を推進します。また、連携体制の充実により、小1問題の解消に努めます。		
担当課	指導課	

【基本施策9】児童・生徒の安全・安心の確保**「施策の目的」**

児童・生徒の登下校の安全確保のため、交通事故、災害、不審者等に対する安全教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した安全対策の取組を行い、児童・生徒が安全で安心して生活を送ることができる環境づくりに努めます。

【現状と課題】

学校へのアンケートやPTAへの聞き取りによると、交通安全教室や登下校の見守り活動を維持していくための人手を確保することが課題であり、負担との意見が多くあります。しかし、昨今の凶悪事件・事故の発生から鑑みると、児童・生徒の登下校の安全確保は大きな課題であり、そのための見守り活動等の推進には、家庭や地域と行政が一体となって協働していくことが不可欠です。今後も運営に係る課題等について解決策を検討しつつ、引き続き事業を継続していきます。

全小学校で立川警察署と連携し「自転車運転免許制度」を取り組んでいます。また、中学校では、在学中に1度経験させることをねらいとして、毎年3校がスケアード・ストリート方式の交通安全教室を実施し、スタントマンが交通事故を再現することで、交通ルールの必要性について考えさせる取組を実施しています。

各地域と学校が連携して、合同防災訓練を実施し、災害に対する知識理解とともに、危機回避能力の向上を図っています。

今後は、学校と家庭、地域等が協力し、児童・生徒を守る取組を推進するとともに、児童・生徒が、地域の一員としての自己の役割の理解や対応力を高め、自助・共助の力を育む教育を推進します。

【施策の展開】**1 安全教育に関する活動の支援**

通学路の安全安心を確保するとともに、児童・生徒が、身の回りにある危険を予測し回避する能力と地域社会の安全に貢献できる能力の育成を図ります。

【取組項目】

No	9-1-①	通学路の安全・安心
<p>児童・生徒の登下校時の安全を確保するために、平成30(2018)年度に策定した「立川市通学路安全プログラム」に基づき、3年に1回周期で行政・警察等庁内外関係機関・学校・PTAによる全小学校区の危険箇所の点検、地域団体等による見守り活動を実施します。また、平成29(2017)年度に各小学校区5台の配置が完了した防犯カメラの維持、整備をしていきます。</p>		
担当課	学務課、指導課	

No	9-1-②	生活安全
<p>安全やルールを守る意識を高めるために、全校でセーフティ教室や薬物乱用防止教室等を実施するとともに、携帯電話やスマートフォン等の使用時の安全について理解を深めていきます。</p>		
担当課	指導課	

No	9-1-③	交通安全
<p>学校、PTA、交通安全協会、警察等と連携し、交通安全教室を実施するとともに、自転車に関するルールとマナーを身に付けることを目的に、小学校3年生を対象にした「自転車運転免許制度」に取り組みます。また、中学校を対象にスクエアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施するなど、様々な交通場面における危険と安全についての理解を深めていきます。</p>		
担当課	学務課、指導課	

No	9-1-④	災害安全
<p>地域の防災について考えるとともに、自助のために必要な知識と共助のために必要な心を育てます。また、避難訓練等を通して、火災や地震災害、気象災害等、様々な災害発生時における危険とその対処についての理解を深めていきます。</p>		
担当課	指導課	



基本施策の指標について

基本方針における施策の展開の進捗を確認するため、各基本施策に指標を設定します。

基本方針1 学校教育の充実

基本施策1 学力の向上

指標	指標の考え方	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
全国学力・学習状況調査の平均正答数を100としたときの達成率 (①小学校6年生、②中学校3年生)	各取組の総合的な結果として、学力が定着している児童・生徒が増加する	①102.2% ②101.2%	①105.0% ②105.0%

基本施策2 豊かな心を育むための教育の推進

指標	指標の考え方	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
道徳授業地区公開講座への参加者数	地域・保護者と連携した道徳教育が推進されることにより、公開講座への参加者数が増加する	9,511人	11,000人

基本施策3 体力の向上と健康づくりの促進

指標	指標の考え方	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
全国体力調査におけるシャトルラン(小学校)・持久走(中学校)の全国平均得点を100としたときの達成率 (①小学校5年生、②中学校2年生)	各取組の総合的な結果として、体力が向上する児童・生徒が増加する	①99.3% ②100.7%	①101.1% ②101.9%

基本方針2 教育支援と教育環境の充実**基本施策4 特別支援教育の推進**

指標	指標の考え方	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
発達障害等により特別な指導・支援を受けている児童・生徒数	各取組の総合的な結果として、特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が、特別な指導・支援を受けられようになる	421 人	620 人

基本施策5 学校運営の充実

指標	指標の考え方	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働をしている教員の割合	教員の業務の効率化が進むことにより、時間外労働をしている教員の割合が減少する	22.7%	0%

基本施策6 教育環境の充実

指標	指標の考え方	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
体育館照明のLED化実施済校数	学校の施設環境の向上が進むことにより、体育館照明のLED化実施済みの学校数が増加する	8 校	28 校

基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上**基本施策7 ネットワーク型の学校経営システムの構築**

指標	指標の考え方	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数	連携・協力を得ながら教育活動が推進することで、件数が増加する	1,454件	1,500件

基本施策8 幼保小中連携の推進

指標	指標の考え方	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
小・中学校が連携した教育活動の実施回数	小・中学校の連携が進むことで、連携した教育活動の実施回数が増加する	168回	190回

基本施策9 児童・生徒の安全・安心の確保

指標	指標の考え方	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
学校管理下における傷病事故件数	児童・生徒を守る取組が推進されることにより、学校管理下における傷病事故件数が減少する	458件	420件

第5章 計画の推進にあたって

第1節 市長部局との連携・協力

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることや、地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置が定められています。

本市においても、平成 27（2015）年 9 月に立川市第 4 次長期総合計画の基本構想及び前期基本計画の政策「子ども・学び・文化」を本市の教育に関する大綱とする「立川市の教育に関する大綱」が策定されました。また、平成 27（2015）年度より総合教育会議が定期的開催されています。

教育は子育て支援や福祉、環境の施策などと深く関連する部分があります。また、子どもを取り巻く課題は、多様かつ複雑になっています。特に、保護者の生活困窮や児童虐待などへの対応については、全市的に取り組む必要があることから、引き続き総合教育会議を通じて市長と教育委員会で十分な意思疎通を図るとともに、関係する市長部局と連携・協力を密にし、効果的に施策を推進していきます。

第2節 関係者との連携・協力

将来のまちづくりを担う子どもたちを育成するためには、社会全体で子どもの成長と自立を支えていく必要があります。計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域の皆様はもとより、学校ボランティアの方々、事業所、大学などとの連携・協力が不可欠です。今後もこれまで以上に、多様な主体の参加と協力を得て、ネットワーク型の教育のさらなる充実を目指していきます。

第3節 新たに検討や対策が必要となる事項への対応

5年間の計画期間においては、社会状況や教育を取り巻く状況の変化に応じて、新たに検討や対策が必要な課題が発生することが予想されます。また、立川市の教育に関連する国や東京都の動向についても注視していく必要があります。

今後は、これらを踏まえ、逐次計画事業の見直しや新たな方策の検討などを行い、必要な施策を推進していきます。

第4節 計画の進捗管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や、市の「行政評価（施策評価及び事務事業評価）」等を活用して、計画の進捗を管理するとともに、効果的かつ着実な推進を図ります。

資料

- 1 用語解説
- 2 基礎データ
- 3 計画策定体制・経過

1 用語解説

【I】

掲載頁	語句	用語説明
20, 26, 30 38, 47, 48	ICT	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般。

【P】

掲載頁	語句	用語説明
36	PFI	Private Finance Initiative の略称。公共事業に民間資金を取り入れて整備する手法で、民間の資金、経営能力、技術力を活用しながら、公共施設などの建設、維持管理、運営などを一体的に行うもの。
33	POP バトル	「POP」(ポップ)はキャッチコピーや文章、イラストなどを用いて、本の魅力を伝え、おすすめする紹介カードのこと。「POP バトル」は「たちかわ読書ウィーク」で行う POP の人気投票のこと。

【S】

掲載頁	語句	用語説明
35	SNS	Social Networking Service の略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのこと。

【ア行】

掲載頁	語句	用語説明
33	アニメーション	ラテン語の anima (魂) が語源。読書へのアニメーションは、本の持つ魅力を理解し楽しみながら共有することにより、受け手の読書への意欲・関心を活性化させるような読書指導方法を指す。
36	アレルギー対応方針	食物アレルギーの児童が他の児童と同じ様に給食を楽しめること、また、医師の診断に基づき、安全にアレルギー対応給食を提供することを目指す、学校給食における食物アレルギーの対応方針。

掲載頁	語句	用語説明
23, 24, 25 26, 28	生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きるために、平成 10（1998）年の学習指導要領改訂の際に子どもたちにはぐくむべき力として示したもので、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。具体的には①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力、などのこと。
6, 7, 9, 13 14, 28, 31 32, 44	いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）
40	インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

【カ行】

掲載頁	語句	用語説明
30	外国語指導助手	小学校における外国語活動、中学校における英語科の授業において、学級担任または教科等担当教員の指導の下、ティームティーチング等により授業の補助を行う助手。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
50	学校運営協議会	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づいて教育委員会が学校に設置する。</p> <p>主な役割として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。 ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。 ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
45	学校共同事務	<p>拠点校に学校事務を共同実施するセンター的組織を設置し、集約化することにより学校ごとに行われている学校事務の効率化を図り、事務職員や教員の事務負担を軽減させるための取組。</p>
44	学校支援員	<p>児童・生徒の学校生活への適応支援や、通常の学級に在籍する支援や配慮が必要な児童・生徒への個別支援を行う支援員。</p>
51	学校支援ボランティア	<p>学校の教育活動について、地域の教育力を生かすために保護者や地域人材などがボランティアとして学校をサポートすること、また、それを行う人。授業の支援（補習手伝いや読み聞かせなど）や子どもたちの支援（授業中の見守りや話し相手など）、環境整備活動（校庭や花壇の手入れ、図書室の整理など）など、学校が必要としている支援の中からその人ができることをできる範囲で行っている。</p>
40, 41	学校生活支援シート （個別の教育支援計画）	<p>障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。</p>

掲載頁	語句	用語説明
5, 6, 41 53	教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。
41	言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発問、認知などの各機能が関係しているが、コミュニケーションに問題がある場合に、その本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う者。
19	校内 LAN	学校内に整備する情報通信ネットワークのこと。校内 LAN (Local Area Network) の整備により学校内の情報の共有化が促進され、普通教室等でデジタル教材等を使用した学習が可能となる。
26, 47, 48	校務支援システム	成績処理や出欠管理等のほか、グループウェアなど校務全般を実施するために必要な機能を実装したシステム。システムを導入することで校務の効率化が図られ、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保等が期待できる。
43	交流及び共同学習	障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したもの。
30, 32	国際理解教育	国際的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる資質・能力の基礎を育成することを目的とした教育活動。各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において指導を行う。

掲載頁	語句	用語説明
41	個別指導計画	児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人ひとりの障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。
20, 22, 23 25, 27, 49 50	コミュニティ・スクール	学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域住民等が力を合わせて学校経営に取り組むこと。学校教育の充実に向けて、地域が学校・子どもたちを応援・支援するだけでなく、学校も地域のパートナーとして、連携・協働し、地域の活性化に寄与していくことを目的としている。

【サ行】

掲載頁	語句	用語説明
14, 35	児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査	児童・生徒の体力向上に係る実態等を把握することを目的として、東京都教育委員会が実施している調査。
31	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	文部科学省が実施する調査で、児童・生徒の暴力行為、いじめ、不登校等に関して全国の小・中学校及び高等学校を対象に調査が行われる。
41	自閉症	自閉症とは、次の三つの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられる。 (1) 対人関係の障害 (2) コミュニケーションの障害 (3) 限定した常同的な興味、行動及び活動 自閉症と同質の軽微な障害特性がある場合も、自閉スペクトラム症と呼ばれる。(スペクトラムとは「連続体」の意味。)

掲載頁	語句	用語説明
41	自閉症・情緒障害特別支援学級	小・中学校に設置されている特別支援学級（固定制）の一つ。対象となる障害の程度は、①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、②主として、心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので、とされている。
45	就学援助	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な推進に資することを目的とする援助。
16, 40, 53	就学支援シート	支援や配慮が必要な子どものスムーズな小学校への就学、そして豊かな学校生活を送ることができるよう、子どもの様子や指導の手だて・手がかかり、就学後も引継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、幼稚園、保育所等から小学校等に引き継いでいくもの。本市では、保護者の記入欄のほか、幼稚園・保育園等の記入欄がある。保護者が教育支援課に提出し、教育支援課から就学先の学校に提供する。
17, 39, 40 42	就学相談	心身や発達のことで心配のある子どもの就学に対して、どのような教育環境が良いか相談すること。本市では、就学相談員と保護者の面談、子どもの行動観察、発達検査などを行う。特別支援学級や特別支援学校への就学を検討している場合は、それぞれの見学・体験も行う。専門家等による審議を経て、子どもに必要な支援や望ましい就学先を保護者に提案する。また、相談の経過や資料は、就学支援ファイルとして就学先に引き継ぐ。就学後に就学先の変更をする場合は転学相談を行う。子ども未来センターで教育支援課が実施している。

掲載頁	語句	用語説明
8	主体的・対話的で深い学び	新学習指導要領で育成を目指す児童・生徒の資質・能力（三つの柱）「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育むための学びの視点。児童・生徒が自分から学ぶことに興味をもち、対話や先人の知恵等を手掛かりにすることによって自己の考えを広げ、知識を相互に関連づけることでより深い理解を得られるような学びのこと。
17, 41	巡回相談	教育支援課の教育相談員等が学校の要請に基づいて各学校を訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の実態を把握して、対象児童・生徒への理解やかかわりに対する助言を行う。
53	小1問題	幼稚園・保育園から小学校に入学した際、児童が授業中に教室内のうろつきや廊下に出てしまうなど、小学校生活への適応が課題となる現象。
30	小学校科学教育センター	市内小学校5・6年生を対象に、科学の学習を通して子どもたちの探求心を伸ばし、理科好きな子どもを増やして学力向上を図ることを目的として第八小学校の理科室を中心に活動している。
30	少人数指導	基礎学力の向上ときめ細やかな指導を行うため、学級数を超える少人数の学習集団を弾力的に編成し、複数の教員がそれぞれの専門性を生かし、協力して指導を行うもの。学習集団の編成にあたっては、児童・生徒の習熟の程度や興味・関心等に依じて学習集団を編成する。
48	情報セキュリティ	脅威から情報資産を保護し、情報資産の機密性（情報の漏えいが防止されている状態）、完全性（情報の改ざん、消去等による障害が防止されている状態）及び可用性（権限を有する者に対し、必要なときに情報の利用が可能とされている状態）を維持すること。身近なところでは、ウィルス対策ソフトを使用し、コンピュータがウィルスにかからないよう予防することもその一環となる。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
32	人権教育プログラム	教員等が人権教育を指導するための実践的な手引。
32, 42, 44	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生活指導上の課題に対応する。教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童・生徒の支援を行う。
54, 55	スケアード・ストロイト方式の交通安全教室	安全利用の意識啓発を目的に、自転車のルール違反等が起因して発生する交通事故をスタントマンが再現する交通安全教室。
48	センターサーバ	機密性や耐震性に優れたデータセンター等に設置し、各拠点から共通利用できるようにしたサーバのこと。
32, 51	総合的な学習の時間	横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする時間。平成 14 (2002) 年度教育課程から、小・中学校において全面実施されるようになった。

【夕行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
11, 18, 19	大規模改修	大規模改修は施設の長寿命化・安全性・バリアフリー化・省エネルギー化等を考慮し、施設の内外装についてはスケルトンに近い状態まで撤去・改修を行い、電気・機械設備については全面改修する工事。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
32	立川市いじめ防止基本方針	<p>平成 26 (2014) 年 6 月に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した市の基本方針。</p> <p>この市基本方針では、学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とした市、学校、家庭、地域社会がいじめ防止等に向けて取り組むことを掲げている。</p>
44, 45	立川市学校における働き方改革総合プラン	<p>平成 30 年度の勤務実態調査及び平成 31 年(2019 年) 1 月 25 日付文部科学省初等中等教育局長通知「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について(通知)」に基づいて策定した働き方改革を推進する基本計画。</p>
21, 49, 50 51	立川市民科	<p>義務教育 9 年間を見通した小中連携教育の中で、郷土学習とキャリア教育を関連付け、郷土「立川」の優れた文化や伝統、産業やまちづくり等を理解し、児童・生徒の郷土やまちを愛する心情や態度を養い、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献できる市民として育成することを目的とした立川市独自の取組。</p>
13	立川スタンダード 20	<p>主体的・対話的で深い学びを実現させるために、授業の 1 単位時間における基本的指導過程を 20 チェック項目に分け、教員が自らの授業を振り返り、自己評価できるように具体的に示したチェックシート。立川市教育委員会では、この「立川スタンダード(基本的指導過程) 20」を基に、各学校の実態、経営方針等に応じて学校のオリジナルスタンダードを策定するよう指導している。</p>
21, 51	立川夢・未来ノート	<p>児童・生徒が学んだことや考えたことを記録し、自分自身を見つめ、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を身に付けることを目的としたノート。小学校 6 年間、中学校 3 年間使用し、次の学年に引き継げるように作成する。</p>

掲載頁	語句	用語説明
18, 49, 50 51	地域学校協働本部	地域学校コーディネーター（地域学校協働本部事業において、学校とボランティア等の外部人材をつなぐ役割を担う者）を中心に、地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことを目的とする。従来の学校支援地域本部などの学校支援の取組が「地域による学校の支援」であったのに対し、地域と学校のパートナーシップに基づく「双方向の連携・協働」へと発展させている点で異なる。
53	中1ギャップ	小学校から中学校に進学することに伴い、学習内容の違いや生活リズムの変化に戸惑い、円滑な学校生活が送れなくなるなど教育課題となる現象。
36	ティームティーチング	個に応じた多様な教育を行うために、一斉授業に加えて適宜、個別指導、グループ指導等を導入し、複数の教員がそれぞれの専門性を生かし、協力して指導を行うもの。同一学級内で、児童・生徒の習熟の程度等に応じた指導や興味・関心に応じて学習課題の選択等を生かす指導、観察・実験及び野外活動などの体験的な学習における指導等において行うことが多い。
42, 45	適応指導教室	不登校の児童・生徒の在籍校への復帰を目指し、教育委員会が学校以外の場所や学校の余裕教室等を利用して指導を行う施設。個別または小集団による学習指導、個別カウンセリング等を実施している。立川市では、柏小学校（小学生向け）と錦学習館（中学生向け）に設置している。
42	登校支援シート	不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に学校が組織的に作成する。

掲載頁	語句	用語説明
13, 31, 56	道徳授業地区公開講座	東京都教育委員会が、区市町村教育委員会と連携して実施している、道徳の授業公開及び意見交換等を実施する講座。学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的としている。
40, 41, 42	特別支援学級	特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級で、固定制と通級制の学級がある。対象となる障害は、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害、病弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害。東京都においては、各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。立川市では、固定制では小・中学校とも知的障害の学級を、通級制では小学校に難聴・言語障害の学級を設置している。
40	特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。学校教員の中から学校長が指名する。
16, 17, 41	特別支援教室	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画及び立川市特別支援教育実施計画に基づき、「子どもが通って指導を受ける」通級指導学級から「子どもが在籍している学校へ先生が通って指導する」特別支援教室への移行が行われている。「特別支援教室キラリ」は、立川市の小学校の特別支援教室の愛称。「特別支援教室プラス」は、中学校の特別支援教室の愛称。

【ナ行】

掲載頁	語句	用語説明
34	20mシャトルラン	一定時間に 20mの距離を往復すること。体力調査において、持久力を計るための調査項目として小学生を対象に実施している。
20, 27, 49 50, 58	ネットワーク型の学校経営システム	教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域や家庭、関係諸機関、企業、大学等と連携して効果的に生み出し、教育活動に生かしていくシステムのこと。このシステムの下、文部科学省が進めるコミュニティ・スクール、地域学校協働本部を全校に設置し、複雑化かつ多様化している教育課題の解決を効果的に図っていくとともに、立川市民科を充実させ、立川市民を育成していく。

【ハ行】

掲載頁	語句	用語説明
9, 44, 45	働き方改革	企業においては労働時間管理、業務改善などにより生産性の向上と働く時間や場所などの柔軟化を目指すこと。一方、労働者に対してはそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現すること。
33	ビブリオバトル	発表参加者が読んでおもしろいと思った本を、決められた時間で紹介し、すべての発表が終わった後、全員で「どの本が一番読みたくなったか」で投票を行い、最多票を集めた本を「チャンプ本」とする本の紹介コミュニケーションゲームのこと。
43	副籍制度	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持・継続を図る制度。
33	ブックトーク	一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。

【マ行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
19	マンホールトイレ	災害時にトイレ機能を確保するための下水道管直結式の仮設トイレ。

【ヤ行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
40	ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多くの人々が利用しやすいようにデザインする考え方。ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、発展させた考え方。

2 基礎データ

(1) 児童・生徒数の推移

① 小学校

(各年5月1日現在)

年次	校数	学級数	児童数		
			総数	男	女
平成12年	21	278	8,329	4,299	4,030
13年	21	275	8,377	4,288	4,089
14年	21	279	8,398	4,276	4,122
15年	21	280	8,493	4,322	4,171
16年	20	289	8,678	4,373	4,305
17年	20	295	8,784	4,462	4,322
18年	20	294	8,769	4,425	4,344
19年	20	300	8,863	4,497	4,366
20年	20	299	8,834	4,506	4,328
21年	20	306	8,840	4,528	4,312
22年	20	305	8,834	4,572	4,262
23年	20	310	8,734	4,496	4,238
24年	20	312	8,655	4,441	4,214
25年	20	313	8,620	4,392	4,228
26年	20	309	8,663	4,383	4,280
27年	20	322	8,625	4,361	4,264
28年	20	290	8,549	4,377	4,172
29年	20	297	8,613	4,420	4,193
30年	19	296	8,625	4,411	4,214
令和元年	19	295	8,637	4,442	4,195
2年	19	296	8,599	4,445	4,154

②中学校

(各年5月1日現在)

年次	校数	学級数	生徒数		
			総数	男	女
平成12年	9	116	3,880	1,973	1,907
13年	9	117	3,827	1,938	1,889
14年	9	116	3,774	1,909	1,865
15年	9	113	3,695	1,894	1,801
16年	9	114	3,690	1,912	1,778
17年	9	111	3,706	1,895	1,811
18年	9	115	3,743	1,917	1,826
19年	9	115	3,776	1,891	1,885
20年	9	118	3,782	1,917	1,865
21年	9	114	3,786	1,893	1,893
22年	9	117	3,756	1,888	1,868
23年	9	117	3,791	1,917	1,874
24年	9	121	3,817	1,960	1,857
25年	9	120	3,827	1,974	1,853
26年	9	118	3,754	1,928	1,826
27年	9	123	3,834	1,968	1,866
28年	9	121	3,906	2,016	1,890
29年	9	124	3,945	2,033	1,912
30年	9	119	3,844	1,990	1,854
令和元年	9	118	3,742	1,898	1,844
2年	9	118	3,776	1,897	1,879

(2) 教育費予算(歳出)の推移

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
市一般会計	73,034,000	73,434,000	71,784,000	74,155,000	75,493,000	79,297,000
教育費	8,615,572	9,352,892	10,330,150	11,163,488	11,394,678	13,808,520
教育総務費	839,514	833,989	854,992	947,381	966,408	1,236,321
小学校費	3,322,375	4,089,295	4,175,491	4,890,260	4,485,480	7,119,782
中学校費	1,051,088	1,042,718	1,824,430	1,936,304	1,770,107	1,344,344
社会教育費	1,659,559	1,582,217	1,527,833	1,576,648	1,581,270	1,598,075
保健体育費	1,284,305	1,365,083	1,454,496	1,245,676	1,931,257	1,444,398
幼稚園費	458,734	439,600	492,908	567,219	660,156	1,065,600
教育費の対前年度比	△13.9%	8.6%	10.4%	8.1%	2.1%	21.2%
教育費の対市一般会計比	11.8%	12.7%	14.4%	15.0%	15.1%	17.4%

(3) 中学校給食の実施回数

(単位：回)

学校名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
立川第一中学校	195(191)	194(194)	192(192)	193(193)	177(176)
立川第二中学校	192(182)	189(189)	192(192)	194(194)	175(175)
立川第三中学校	182(182)	178(178)	178(178)	179(179)	163(163)
立川第四中学校	185(182)	181(181)	184(184)	185(185)	165(165)
立川第五中学校	191(191)	188(188)	188(188)	192(192)	175(175)
立川第六中学校	177(177)	176(176)	179(178)	178(178)	160(160)
立川第七中学校	190(187)	185(185)	186(186)	186(186)	167(167)
立川第八中学校	180(180)	174(174)	173(173)	178(178)	163(163)
立川第九中学校	181(181)	179(179)	179(179)	179(179)	162(162)
合計	1,673(1,653)	1,644(1,644)	1,651(1,650)	1,664(1,664)	1,507(1,506)

※ () 内はミルク給食実施回数

(4) 中学校給食の生徒喫食率推移

(単位：%)

年度	喫食率	年度	喫食率
H27年度	47.8	H30年度	42.3
H28年度	44.1	H31年度	44.0
H29年度	43.9		

(5) 小・中学校におけるいじめの認知件数

①小学校

(単位：件)

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H27年度	31	26	35	44	31	41	208
H28年度	66	84	88	63	62	35	398
H29年度	245	235	158	134	109	74	955
H30年度	400	371	364	308	189	116	1,748

②中学校

(単位：件)

年度	1年	2年	3年	合計
H27年度	80	25	8	113
H28年度	127	46	18	191
H29年度	73	44	10	127
H30年度	93	40	17	150

(6) 不登校児童・生徒の推移

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小学校	41	54	65	78
中学校	162	169	162	190

3 計画策定体制・経過

(1) 教育委員会定例会

回	開催日	検討内容
【平成31年（令和元年）】		
第2回	平成31年1月24日	○ 立川市第3次学校教育振興基本計画の策定について
第5回	平成31年3月7日	○ 立川市第2次学校教育振興基本計画の進捗状況について
第14回	令和元年7月25日	○ 立川市第3次学校教育振興基本計画検討委員会の構成について
第21回	令和元年11月14日	○ 立川市第3次学校教育振興基本計画について
【令和2年】		
第3回	令和2年2月10日	○ 立川市第3次学校教育振興基本計画素案について
第10回	令和2年5月29日	○ 立川市第3次学校教育振興基本計画原案について

(2) 立川市第3次学校教育振興基本計画検討委員会

回	開催日	検討内容
第1回	令和元年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会の目的、検討内容、進め方について ○ 立川市第2次学校教育振興基本計画の進捗状況について ○ 立川市第3次学校教育振興基本計画の骨子(案)について
第2回	令和元年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立川市第3次学校教育振興基本計画の骨子(案)【修正版】について
第3回	令和元年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立川市第3次学校教育振興基本計画(素案の案)について
第4回	令和元年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立川市第3次学校教育振興基本計画(素案の案)令和元年11月28日現在について
第5回	令和元年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立川市第3次学校教育振興基本計画(素案の案)令和元年12月12日現在について

<立川市第3次学校教育振興基本計画検討委員会設置要綱>

(設置)

第1条 令和2年度を初年度とする新たな学校教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める立川市第3次学校教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定に係る検討等を行うため、立川市第3次学校教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、別表第1に掲げる者につき教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の中から委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、別表第2に掲げる者を充てる。

3 幹事は、委員長の命を受け、委員会が行う調査及び検討を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課、教育委員会事務局教育部学務課及び教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公募市民 2人以内
- (3) 関係団体等が推薦する者 6人以内

別表第2 (第7条関係)

- (1) 教育委員会事務局教育部長
- (2) 教育委員会事務局教育部教育総務課長
- (3) 教育委員会事務局教育部学務課長
- (4) 教育委員会事務局教育部指導課長
- (5) 教育委員会事務局教育部教育支援課長
- (6) 教育委員会事務局教育部学校給食課長
- (7) 教育委員会事務局教育部統括指導主事

<別表第1（第3条関係） 立川市第3次学校教育振興基本計画検討委員会名簿>

（敬称略）

NO	委員氏名	所属団体等	備考
1	末松 裕基	東京学芸大学准教授	委員長
2	橋本 憲幸	山梨県立大学准教授	職務代理
3	吉澤 康貴	小学校PTA連合会	
4	串原 友和	中学校PTA連合会	
5	須崎 信行	青少年健全育成地区委員長連絡会	
6	山本 賢司	認定特定非営利活動法人 育て上げ ネット	
7	山田 拓男	公募市民	
8	岸 典親	公募市民	
9	吉岡 正司	市立小学校長会	
10	三浦 光義	市立中学校長会	

(3) 立川市第3次学校教育振興基本計画策定検討会議

回	開催日	検討内容
第1回	平成31年3月1日	○ 計画策定のスケジュールについて ○ 現計画の振りかえりについて
第2回	平成31年4月26日	○ 計画策定のスケジュールについて ○ 立川市第3次学校教育振興基本計画検討委員会について ○ 施策体系(案)について ○ 東京都教育ビジョン(第4次)及び第3期教育振興基本計画について
第3回	令和元年5月30日	○ 後期基本計画との関係性について ○ 施策体系(骨子案)について
第4回	令和元年6月25日	○ 計画策定の方法について ○ 骨子案作成スケジュールについて

<立川市第3次学校教育振興基本計画策定検討会議設置要綱>

(設置)

第1条 平成32年度を初年度とする新たな学校教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める立川市第3次学校教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定に係る検討等を行うため、立川市第3次学校教育振興基本計画策定検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育委員会事務局教育部長を、副会長は、教育委員会事務局教育部教育総務課長を充てる。

3 委員は、別表に掲げる職員を充てる。

4 会長は、必要に応じ、前項に規定する職員のほか、別の職員を委員に充てることができる。

(会長)

第4条 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見聴取)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課、教育委員会事務局教育部学務課及び教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局教育部学務課長、教育委員会事務局教育部指導課長、教育委員会事務局教育部教育支援課長、教育委員会事務局教育部学校給食課長及び教育委員会事務局教育部統括指導主事

立川市第3次学校教育振興基本計画
令和2（2020）年7月発行

発行 立川市教育委員会
〒190-8666
東京都立川市泉町1156番地の9
電話 042-523-2111（代表）
FAX 042-528-1204
ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編集 立川市教育委員会事務局 教育部教育総務課